

報告第3号

権利の放棄について（水道料金に係る債権）

松川町債権管理条例（平成25年条例第27号。以下「条例」という。）第5条の規定により権利を放棄したので、条例第6条の規定により下記のとおり報告する。

平成26年6月6日報告

松川町長 深津 徹

記

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 放棄した債権の種類 | 水道料金 |
| 2 債権を放棄した時期 | 平成26年3月31日 |
| 3 放棄した債権の件数 | 6件 |
| 4 放棄した債権の金額 | 206,064円 |
| 5 債権を放棄した理由 | 条例第5条第2号に該当 |

報告第 4 号

松川町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、松川町土地開発公社の経営状況を説明する書類を、別紙のとおり提出する。

平成26年6月6日報告

松川町長 深津 徹

平成 25 年 度

事業報告及び決算書

松川町土地開発公社

平成25年度 事業報告書

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

1 事業の概要

(1) 完成土地(南森林1区画、宮ヶ瀬2区画)の分譲販売

・宮ヶ瀬住宅地 2区画分譲

2 監査に関する事項

平成25年 5月16日

・平成24年度事業会計決算に関する監査

3 庶務事項

(1) 理事会に関する事項

平成25年度 5月21日

・平成24年度事業報告、決算、利益金について

・平成25年度事業計画、予算について

・役員の改選について

平成25年7月11日

・南森林住宅地の価格再設定について

平成25年7月25日

・平成25年度補正予算について(書面決議)

平成25年度 決算書

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

平成25年度松川町土地開発公社事業損益計算書
 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位:円)

1 事業収益		
(1) 公有地取得事業収益	0	
(2) 土地造成事業収益	4,950,000	4,950,000
	<hr/>	
2 事業原価		
(1) 公有地取得事業原価	0	
(2) 土地造成事業原価	0	0
	<hr/>	<hr/>
事業総利益		4,950,000
3 販売費及び一般管理費		553,875
		<hr/>
事業利益		4,396,125
4 事業外収益		
(1) 受取利息	29,297	
(2) 雑収益	249,000	278,297
	<hr/>	
5 事業外費用		
(1) 雑損失	2,490,000	2,490,000
	<hr/>	<hr/>
経常利益		2,184,422
当期純利益		<hr/> <hr/> 2,184,422

平成25年度松川町土地開発公社事業貸借対照表

(平成26年度3月31日)

(単位:円)

【資産の部】

1 流動資産

(1) 現金及び預金	54,543,565
(2) 事業未収金	0
(3) 公有用地	0
(4) 完成土地等	
ア 南森林住宅地	7,630,000
(5) 開発中土地	0

流動資産合計 62,173,565

2 固定資産

(1) 投資その他の資産	
ア 長期性預金	3,500,000

固定資産合計 3,500,000

資産合計 65,673,565

【負債の部】

1 流動負債		
(1) 未払金	0	
(2) 短期借入金	0	
流動負債合計		0
2 固定負債		
(1) 長期借入金	0	
(2) 引当金	0	
固定負債合計		0
負債合計		0

【資本の部】

1 資本金		
(1) 基本財産	3,500,000	
資本金合計		3,500,000
2 準備金		
(1) 前期繰越準備金	52,359,143	
(2) 当期純利益	2,184,422	
準備金合計		54,543,565
完成土地等		7,630,000
開発中土地		0
資本合計		65,673,565
負債資本合計		65,673,565

松川町土地開発公社財産目録

(平成26年3月31日現在)

(単位:円)

区 分		適 用		金 額
資 産 の 部	流動資産	現金及び預金	普通預金(八十二銀行) 3,543,565	54,543,565
			定期預金(八十二銀行) 51,000,000	
		未収金	0	0
		完成土地等	南森林住宅地 1区画 7,630,000	7,630,000
		開発中土地	0	0
	流動資産合計			62,173,565
	固定資産	基本財産	定期預金(八十二銀行) 3,500,000	3,500,000
資産の部合計			65,673,565	
負 債 の 部	流動負債	未払金		0
		短期借入金		0
	流動負債合計			0
差引純資産			65,673,565	

平成25年度松川町土地開発公社キャッシュ・フロー計算書
 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位:円)

I 事業活動によるキャッシュフロー	
公有地取得事業収入	0
土地造成事業収入	4,950,000
その他事業収入	249,000
公有地取得事業支出	0
土地造成事業支出	0
その他事業支出	△ 2,490,000
人件費支出	△ 2,500
その他の業務支出	△ 551,375
小計	<u>2,155,125</u>
利息等の支払額	0
利息等の受取額	29,297
事業活動によるキャッシュフロー	<u>2,184,422</u>
II 投資活動によるキャッシュフロー	
投資有価証券の取得による支出	0
投資有価証券の売却による収入	0
有形固定資産の取得による支出	0
有形固定資産の売却による収入	0
投資活動によるキャッシュフロー	<u>0</u>
III 財務活動によるキャッシュフロー	
短期借入金による収入	0
短期借入金返済による支出	0
長期借入金による収入	0
長期借入金返済による支出	0
財務活動によるキャッシュフロー	<u>0</u>
IV 現金及び現金同等物減少額	<u>2,184,422</u>
V 現金及び現金同等物期首残高	<u>52,359,143</u>
VI 現金及び現金同等物期末残高	<u><u>54,543,565</u></u>

現金及び預金明細表

(単位:円)

科目	種類	金額	摘要
預金	普通	3,543,565	
	定期	51,000,000	
合計		54,543,565	

完成土地等明細表

(単位:円)

地区名	期首残高		当期増加額							当期減少額		期末残高		
	面積(m ²)	金額	面積	用地費	補償費	工事費	測量試験費	諸経費	支払利息	計	面積(m ²)	金額	面積(m ²)	金額
南森林住宅地No5	296.91	7,630,000											296.91	7,630,000
合計	296.91	7,630,000											296.91	7,630,000

資本金明細表

(単位:円)

区分	出資団体名	出資額	摘要
基本財産	松川町	3,500,000	
計			

事業収益明細表

(単位:円)

科目	金額	摘要
土地造成事業収益	4,950,000	完成土地等売却収益
合計	4,950,000	

事業原価明細表

(単位:円)

科目	金額	摘要
土地造成事業原価	0	完成土地等売却原価
合計	0	

平成25年度 利益金処分計算書

1 当期未処分利益金

(1)前期繰越準備金	52,359,143 円
(2)当期純利益	2,184,422 円
計	<hr/> 54,543,565 円

2 次期繰越準備金

次期繰越準備金	54,543,565 円
---------	--------------

平成25年度

松川町土地開発公社会計決算監査の結果報告について

松川町土地開発公社定款第7条第5項により、平成26年5月19日

理事長から提出された平成25年度事業報告、損益計算書、貸借対照表、財産目録

キャッシュ・フロー計算書、附属明細表の各事項について監査を実施した結果、

その内容が適正であることを認めました。

平成26年5月19日

松川町土地開発公社

理事長 深津 徹 様

監事

唐澤邦博



米山由子



平成 26 年度

事業計画及び予算書

松川町土地開発公社

平成26年度 事業計画について

平成26年度 松川町土地開発公社事業計画は次のとおりとする。

1. 南森林住宅地完成土地の分譲販売
2. 町事業用地取得に伴う、先・代行買収

平成26年度 予算について

平成26年度松川町土地開発公社の予算は次のとおりとする。

平成26年度松川町土地開発公社度予算

(総則)

第1条 平成26年度松川町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおり定める。

(1) 南森林住宅地完成土地1区画の分譲販売。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収 入		
第1款	事業収益	5,830 千円
第1項	公有地取得事業収益	0 千円
第2項	土地造成事業収益	5,830 千円
第2款	事業外収益	10 千円
第1項	受取利息	10 千円
収 入 合 計		5,840 千円
<hr/>		
支 出		
第1款	事業原価	0 千円
第1項	公有地取得事業原価	0 千円
第2項	土地造成事業原価	0 千円
第2款	販売費及び一般管理費	397 千円
第1項	販売費及び一般管理費	397 千円
支 出 合 計		397 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収 入		
第1款	資本的収入	0 千円
第1項	借入金	0 千円
収 入 合 計		0 千円
<hr/>		
支 出		
第1款	資本的支出	0 千円
第1項	公有地取得事業費	0 千円
第2項	土地造成事業費	0 千円
支 出 合 計		0 千円

報告第5号

株式会社チャンネル・ユーの経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社チャンネル・ユーの経営状況を説明する書類を、別紙のとおり提出する。

平成26年6月6日 報告
松川町長 深津 徹

経営状況説明書

株式会社チャンネル・ユー

平成 25 年度事業報告書

(平成 25 年 3 月 1 日～平成 26 年 2 月 28 日)

1 事業の概要

(1) 健全経営に努める

加入の訪問活動を推進、インターネットは上片桐地区への他社光サービスの開業により解約が進む。

(2) 各種サービスの利用促進

初期費用分割による新規加入の推進やセット割引(複合サービス割引)で解約防止に努める

(3) 顧客サポートの充実

社内の情報共有のシステム化、スケジュール管理、迅速な訪問体制が確立

(4) 局舎改築に係る事項

公民館建設委員会に参加、新局社の設計や予算について検討

(5) 自主放送ハイビジョン化の検討、伝送路更新に向けた情報収集と研修会等への参加

自主放送のハイビジョン化(地デジ 12ch)の検討(4 月運用開始)、伝送路についても継続して検討

2 監査に関する事

平成 25 年 3 月 26 日 第 11 期 第 4 四半期監査・決算監査

平成 25 年 7 月 3 日 第 12 期 第 1 四半期監査

平成 25 年 10 月 1 日 第 12 期 第 2 四半期監査

平成 25 年 12 月 25 日 第 12 期 第 3 四半期監査

平成 26 年 2 月 28 日 第 12 期 棚卸監査

平成 25 年 3 月 27 日 税理士監査

平成 25 年 10 月 3 日 税理士監査

3 庶務事項

(1) 取締役会に関する事項

平成 25 年 4 月 30 日

- ・第 11 期第 4 四半期経営状況報告及び第 11 期事業、決算報告
- ・第 12 期事業、予算協議
- ・福利厚生、車両購入について

平成 25 年 7 月 3 日

- ・第 12 期第 1 四半期経営状況報告
- ・局舎改築に関わる事項の検討(公民館建設委員会等報告)

平成 25 年 10 月 1 日

- ・第 12 期第 2 四半期経営状況報告
- ・自主放送ハイビジョン化検討
- ・局舎改築に関わる事項の検討(公民館建設委員会等報告)

平成 25 年 11 月 18 日

- ・自主放送ハイビジョン化検討
- ・局舎改築に関わる事項の検討(公民館建設委員会等報告)

平成 25 年 12 月 25 日

- ・第 12 期第 3 四半期経営状況報告
- ・消費税率変更に伴う料金変更等
- ・幹線工事について
- ・局舎改築に関わる事項の検討(公民館建設委員会等報告)

(2) 株主総会に関する事項

平成 25 年 4 月 30 日

- ・第 11 期定時株主総会

平成 25 年度

株式会社チャンネル・ユー 決算書

株式会社チャンネル・ユー

貸借対照表

(株)チャンネル・ユー

平成 26 年 2 月 28 日現在
資産の部

(単位: 円)

【流動資産】			
現金預金	39,446,562		
売掛金	13,965,520		
棚卸資産	2,057,792		
立替金	<u>2,022,214</u>		
流動資産合計			57,492,088
【固定資産】			
【有形固定資産】			
建物	3,732,414		
建物附属設備	616,425		
構築物	10,757,864		
機械装置	17,258,390		
車両運搬具	3,292,175		
工具器具備品	491,625		
土地	<u>11,412,711</u>		
有形固定資産合計	<u>47,561,604</u>		
【投資その他の資産】			
保険積立金	<u>360,990</u>		
投資その他の資産	<u>360,990</u>		
固定資産合計			47,922,594
【繰延資産】			
繰延資産	<u>33,812</u>		
繰延資産合計			<u>33,812</u>
資産の部合計			<u>105,448,494</u>
負債の部			
【流動負債】			
買掛金	4,943,256		
未払法人税等	1,464,000		
預り金	237,380		
仮受消費税等	1,937,600		
設備積立預り金	<u>13,451,833</u>		
流動負債合計			22,034,069
【固定負債】			
長期借入金	<u>33,588,000</u>		
固定負債合計			<u>33,588,000</u>
負債の部合計			55,622,069
純資産の部			
【株主資本】			
資本金	10,000,000		
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金	31,000,000		
繰越利益剰余金	8,826,425		
(うち当期純利益金額)	<u>8,414,805</u>		
その他利益剰余金合計	<u>39,826,425</u>		
利益剰余金合計	<u>39,826,425</u>		
株主資本合計			<u>49,826,425</u>
純資産の部合計			<u>49,826,425</u>
負債及び純資産合計			<u>105,448,494</u>

損益計算書

㈱チャンネル・ユー

自 平成 25 年 3 月 1 日
至 平成 26 年 2 月 28 日

(単位: 円)

【売上高】

利 用 料	137,418,809	
放 送 料	5,387,462	
工 事 料	2,870,469	
設 備 負 担 金	1,732,295	
雑 収 入	<u>3,631,410</u>	
売 上 高 合 計		151,040,445

【売上原価】

期 首 棚 卸 高	2,346,124	
当 期 材 料 仕 入 高	<u>2,711,826</u>	
合 計	5,057,950	
期 末 棚 卸 高	<u>2,057,792</u>	
売 上 原 価		<u>3,000,158</u>
売 上 総 利 益 金 額		148,040,287

【販売費及び一般管理費】

販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計		<u>135,736,615</u>
営 業 利 益 金 額		12,303,672

【営業外収益】

受 取 利 息	<u>5,327</u>	
営 業 外 収 益 合 計		5,327

【営業外費用】

支 払 利 息	426,490	
営 業 外 費 用 合 計		<u>426,490</u>
経 常 利 益 金 額		<u>11,882,509</u>

【特別損失】

固 定 資 産 売 却 損	<u>10,004</u>	
特 別 損 失 合 計		<u>10,004</u>
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		11,872,505
法 人 税 等		<u>3,457,700</u>
当 期 純 利 益 金 額		<u>8,414,805</u>

販売費及び一般管理費内訳書

(株)チャンネル・ユー

自 平成 25 年 3 月 1 日

(単位: 円)

至 平成 26 年 2 月 28 日

役	員	報	酬		3,162,700
給	料	手	当		39,395,330
法	定	福	利	費	6,627,534
厚		生		費	1,939,199
旅	費	交	通	費	126,291
賃				金	3,462,550
接	待	交	際	費	140,922
事		務		費	13,347,142
図	書	研	修	費	193,708
通	信	運	搬	費	19,397,209
放		送		費	12,997,143
保	守	修	繕	費	4,452,449
水	道	光	熱	費	2,888,460
賃		借		料	6,625,768
消	耗	備	品	費	62,703
工		事		費	2,218,107
諸		経		費	626,907
減	価	償	却	費	15,686,081
繰	延	資	産	償	219,552
広	告	宣	伝	費	616,238
支	払	保	険	料	831,022
租	税	公	課		719,600

販売費及び一般管理費合計

135,736,615

株主資本等変動計算書

株式会社チャンネル・ユー

自 平成25年 3月 1日

(単位: 円)

至 平成26年 2月28日

【株主資本】

資 本 金	当期首残高		<u>10,000,000</u>
	当期末残高		<u>10,000,000</u>
利 益 剰 余 金			
その他利益剰余金			
別 途 積 立 金	当期首残高		22,000,000
	当期変動額	余剰金からの振替	<u>9,000,000</u>
	当期末残高		<u>31,000,000</u>
繰越利益剰余金	当期首残高		9,411,620
	当期変動額	当期純利益金額	8,414,805
		別途積立金へ振替	<u>-9,000,000</u>
	当期末残高		<u>8,826,425</u>
利益剰余金合計	当期首残高		31,411,620
	当期変動額		<u>8,414,805</u>
	当期末残高		<u>39,826,425</u>
株 主 資 本 合 計	当期首残高		41,411,620
	当期変動額		<u>8,414,805</u>
	当期末残高		<u>49,826,425</u>
純資産の部合計	当期首残高		41,411,620
	当期変動額		<u>8,414,805</u>
	当期末残高		<u>49,826,425</u>

個別注記表

株式会社チャンネル・ユー

平成25年3月1日から

平成26年2月28日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の原価償却方法

①有形固定資産

法人税法の規定に基づく定額法又は旧定額法を採用しております。但し、平成10年4月1日以後に取得した建物については法人税法の規定に基づく旧定額法を採用しております。

尚、平成15年4月1日以後に取得した取得価額30万円未満の資産については、取得時に費用処理しております。

2. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

II. 貸借対照表等に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	303,539,344 円
2. 受取手形割引高	0 円

III. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式総数	200 株
2. 事業年度中の剰余金の配当	0 円
3. 事業年度末日後の剰余金の配当	0 円

IV. 一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たり純資産額は、249,132.12 円であります。
2. 一株当たり当期純利益は、42,074.02 円であります。

以上

平成 25 年度

株式会社チャンネル・ユー会計決算監査の結果報告について

監査報告書

監査の結果、いずれも適法かつ正確であることを認めます。

平成 26 年 3 月 24 日

代表監査役 米山 由子 (印)

監査役 大島 慎男 (印)

報告第6号

専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のことについて別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

町道護岸線での車両事故による損害賠償の額について

(専決第1号)

平成26年 6月 6日 報告
松川町長 深津 徹

専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成26年6月6日

松川町長 深 津 徹

町は、町道護岸線での車両事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 63,630 円

2 損害賠償の相手方 住 所
氏 名



報告第7号

専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のことについて別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

町道護岸線での車両事故による損害賠償の額について

(専決第2号)

平成26年 6月 6日 報告
松川町長 深津 徹

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成26年6月6日

松川町長 深 津 徹

町は、町道護岸線での車両事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 14,228円

2 損害賠償の相手方 住 所
氏 名



報告第 8 号

専決処分事項の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、下記のことについて別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

記

自動車事故による損害賠償の額について

(専決第 3 号)

平成 26 年 6 月 6 日 報告
松川町長 深津 徹

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成26年6月6日

松川町長 深 津 徹

町は、自動車事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 72,138円

2 損害賠償の相手方 住 所
氏 名



3 事故の概要 平成26年4月17日、上新井コミュニティセンター前駐
車場において、町所有の普通自動車相手方軽自動車に
衝突し、相手に損害を与えた。

議案第 1 号

松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

松川町国民健康保険税条例(昭和 44 年松川町条例第 4 号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 26 年 6 月 6 日 提 出
松 川 町 長 深 津 徹

平成 26 年 6 月 6 日 可 決
松川町議会議長 島 田 弘 美

松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

松川町国民健康保険税条例(昭和44年松川町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の3.94」を「100分の4.80」に改める。

第8条中「100分の2.50」を「100分の3.10」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の松川町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成 26 年第 2 回松川町議会定例会(第 14 日目)議事日程

平成 26 年 6 月 19 日 午後 3 時 00 分開議

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|--------|--------------|--|
| 日程第 1 | 議案第 2 号 | 平成 26 年度松川町一般会計補正予算(第 1 回)について |
| 日程第 2 | 議案第 3 号 | 平成 26 年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 回)について |
| 日程第 3 | 議案第 4 号 | 平成 26 年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 回)について |
| 日程第 4 | 議案第 5 号 | 平成 26 年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算(第 1 回)について |
| 日程第 5 | 議案第 6 号 | 平成 26 年度松川町水道事業会計補正予算(第 1 回)について |
| 日程第 6 | 議案第 7 号 | フォレストアドベンチャー・松川の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 8 号 | 松川町使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 9 号 | 松川町監査委員の選任について |
| 日程第 9 | 議長の報告 | |
| | 報告第 1 号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について |
| 日程第 10 | 請願・陳情の
審査 | |
| | 請願 1 | 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願 |
| | 請願 2 | 国の責任による 35 人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願 |
| 日程第 11 | 発議第 1 号 | 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出について |
| 日程第 12 | 発議第 2 号 | 国の責任による 35 人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について |

平成 26 年第 2 回松川町議会定例会議事日程

平成 26 年 6 月 6 日 午後 1 時 00 分開議

開会宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長あいさつ

日程第 4 専決処分事項の承認

- 承認第 1 号 松川町税条例等の一部を改正する条例の制定について(専決第 5 号)
- 承認第 2 号 松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について(専決第 6 号)
- 承認第 3 号 平成 25 年度松川町一般会計補正予算(第 9 回)について(専決第 7 号)
- 承認第 4 号 平成 25 年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 5 回)について(専決第 8 号)
- 承認第 5 号 平成 25 年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 回)について(専決第 9 号)
- 承認第 6 号 平成 25 年度松川町介護保険事業特別会計補正予算(第 4 回)について(専決第 10 号)
- 承認第 7 号 平成 25 年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 回)について(専決第 11 号)
- 承認第 8 号 平成 25 年度松川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 4 回)について(専決第 12 号)
- 承認第 9 号 平成 25 年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算(第 4 回)について(専決第 13 号)
- 承認第 10 号 平成 25 年度松川町青年の家特別会計補正予算(第 4 回)について(専決第 14 号)
- 承認第 11 号 平成 25 年度松川町水道事業会計補正予算(第 5 回)について(専決第 15 号)

日程第 5 町長の報告

- 報告第 1 号 平成 25 年度松川町一般会計繰越明許費繰越計算書の提出について
- 報告第 2 号 平成 25 年度松川町水道事業会計予算繰越計算書の提出について
- 報告第 3 号 権利の放棄について(水道料金に係る債権)
- 報告第 4 号 松川町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 報告第 5 号 株式会社チャンネル・ユ一の経営状況を説明する書類の提出について
- 報告第 6 号 町道護岸線での車両事故による損害賠償の額について(専決第 1 号)
- 報告第 7 号 町道護岸線での車両事故による損害賠償の額について(専決第 2 号)
- 報告第 8 号 自動車事故による損害賠償の額について(専決第 3 号)

日程第 6 議案第 1 号 松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 2 号 平成 26 年度松川町一般会計補正予算(第 1 回)について

日程第 8 議案第 3 号 平成 26 年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 回)について

日程第 9 議案第 4 号 平成 26 年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 回)について

日程第 10 議案第 5 号 平成 26 年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算(第 1 回)について

日程第 11 議案第 6 号 平成 26 年度松川町水道事業会計補正予算(第 1 回)について

日程第 12 議長の報告

請願 1 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願

請願 2 国の責任による 35 人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願

承認第1号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のことについて別紙のとおり専決処分としたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

松川町税条例等の一部を改正する条例の制定について

(専決第5号)

平成26年 6月 6日 報 告
松 川 町 長 深 津 徹

平成26年 6月 日 承 認
松川町議会議長 島 田 弘 美

専決第5号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき下記のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

松川町長 深 津 徹

松川町税条例等の一部を改正する条例の制定について

- 第1条 松川町税条例（昭和32年松川町条例第5号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。
- 第2条 松川町税条例の一部を改正する条例（平成26年松川町条例第2号）の一部を別紙のとおり制定するものとする。

松川町税条例等の一部を改正する条例（案）

（松川町税条例の一部改正）

第1条 松川町税条例(昭和32年松川町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもって、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」に改める。

第33条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第34条の4中「100分の12.3」を「100分の9.7」に改める。

第48条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に、「本項」を「この項」に改める。

第52条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第57条及び第59条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第82条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

三輪のもの 年額 3,900円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの	年額	2,400円
その他のもの	年額	5,900円

第82条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第4条の2中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで）の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第6項から第10項まで）を「公益法人等（同条第6項から第11項まで）」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第6条を次のように改める。

第6条 削除

附則第6条の2及び第6条の3を削る。

附則第8条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号及び第37項」を「附則第15条第2項第1号等」に改め、同条第2項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項を同条第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2に次の2項を加える。

6 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の3に次の1項を加える。

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第16条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた
月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る
第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中
欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第19条第1項中「第33条及び第34条の3」を「第33条第1項及び第2項並びに
第34条の3」に改める。

附則第19条の2第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租
税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条
の11第1項」に改める。

附則第19条の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株
式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若
しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した町民税の所得
割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の
金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を
加える。

附則第21条第1項を次のように改める。

第56条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産
について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一

般財団法人について準用する。この場合において、第 56 条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第 41 条第 3 項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第 21 条第 2 項を削る。

附則第 21 条の 2 中「附則第 41 条第 15 項各号」を「附則第 41 条第 9 項各号」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「附則第 41 条第 15 項」を「附則第 41 条第 9 項」に改める。

附則第 22 条から第 23 条までを削る。

附則第 24 条を附則第 22 条とする。

(松川町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 松川町税条例の一部を改正する条例(平成 26 年松川町条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

附則 19 条の 10 の改正規定の次に次のように加える。

附則第 21 条の 2 中「附則第 41 条第 9 項各号」を「附則第 41 条第 8 項各号」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「附則第 41 条第 9 項」を「附則第 41 条第 8 項」に改める。

附則第 1 条第 2 号中「改正規定」の次に「(附則第 19 条の 9 第 5 項第 3 号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。)」を加える。

附則第 2 条第 2 項中「地方税法」の次に「(昭和 25 年法律第 226 号)」を加える。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中町税条例第 34 条の 4 の改正規定及び次条第 7 項の規定 平成 26 年 10 月 1 日

(2) 第 1 条中町税条例附則第 4 条の 2 及び第 19 条の 3 第 2 項の改正規定、附則第 22 条から第 23 条までを削る改正規定並びに附則第 24 条を附則第 22 条とし、附則第 25 条を附則第 23 条とする改正規定並びに次条第 2 項及び第 3 項の規定 平成 27 年 1 月 1 日

(3) 第 1 条中町税条例第 82 条の改正規定並びに附則第 4 条及び第 6 条(第 1 条の規定による改正後の条例(以下「新条例」という。))附則第 16 条に係る部分を

除く。)の規定 平成 27 年 4 月 1 日

(4) 第 1 条中町税条例第 23 条、第 48 条、第 52 条第 1 項及び附則第 16 条の改正規定並びに次条第 6 項、附則第 5 条及び第 6 条（新条例附則第 16 条に係る部分に限る。）の規定 平成 28 年 4 月 1 日

(5) 第 1 条中町税条例第 33 条第 5 項、附則第 19 条第 1 項及び第 19 条の 2 第 2 項の改正規定 平成 29 年 1 月 1 日

(6) 第 1 条中町税条例第 57 条及び第 59 条の改正規定 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行の日

(町民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成 26 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 25 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 4 条の 2 の規定は、平成 27 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 26 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第 19 条の 3 第 2 項の規定は、平成 27 年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

4 新条例第 33 条第 5 項及び附則第 19 条第 1 項の規定は、平成 29 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 28 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第 19 条の 2 第 2 項の規定は、平成 29 年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

6 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の町民税に関する部分は、附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

7 新条例第 34 条の 4 の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 26 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 25 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 10 条の 2 第 1 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される地

方税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「新法」という。）附則第 15 条第 2 項第 1 号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例附則第 10 条の 2 第 2 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される新法附則第 15 条第 2 項第 2 号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第 10 条の 2 第 3 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される新法附則第 15 条第 2 項第 3 号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第 10 条の 2 第 6 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される新法附則第 15 条第 37 項に規定する設備に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第 10 条の 2 第 7 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される新法附則第 15 条第 38 項に規定する機器に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第 10 条の 3 第 9 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 新条例第 82 条の規定は、平成 27 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 26 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第 5 条 新条例附則第 16 条の規定は、平成 28 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成 15 年 10 月 14 日前に初めて道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第 16 条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の 12 月」とする。

第 6 条 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第 82 条及び新条例附則第 16 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第 82 条第 2 号ア	3,900 円	3,100 円
	6,900 円	5,500 円

	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第16条の表 以外の部分	第82条	松川町税条例の一部を改正する 条例（平成26年松川町条例第○ 号。以下この条において「平成 26年改正条例」という。）附則第 6条の規定により読み替えて適 用される第82条
新条例附則第16条の表 第82条第2号アの項	第82条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の 規定により読み替えて適用され る第82条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

承認第2号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のことについて別紙のとおり専決処分としたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(専決第6号)

平成26年 6月 6日 報 告
松 川 町 長 深 津 徹

平成26年 6月 日 承 認
松川町議会議長 島 田 弘 美

専決第6号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき下記のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

松川町長 深 津 徹

松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

松川町国民健康保険税条例（昭和44年松川町条例第4号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（例）

松川町国民健康保険税条例（昭和 44 年松川町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「14万円」を「16万円」に改め、同条第 4 項中「12万円」を「14万円」に改める。

第 23 条中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改め、同項第 2 号中「（当該納税義務者を除く。）」を削り、同項第 3 号中「35万円」を「45万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

第 2 条 改正後の松川町国民健康保険税条例の規定は、平成 26 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 25 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第3号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のことについて別紙のとおり専決処分としたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

平成25年度松川町一般会計補正予算（第9回）について

（専決第7号）

平成26年 6月 6日 報 告
松 川 町 長 深 津 徹

平成26年 6月 6日 承 認
松川町議会議長 島 田 弘 美

平成25年度 松川町水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	備考
						国庫 補助金	一般会計 補助金	企業債	損益勘定 保留資金			
41資本的 支出	1 建設 改良費	町道神護原線 名子3工区配 水管布設替工 事	円 5,174,000	円 0	円 5,174,000	円	円 4,790,000		円 384,000	円		
			5,174,000	0	5,174,000		4,790,000		384,000			

専決第7号

平成25年度松川町一般会計補正予算（第9回）

平成25年度松川町一般会計補正予算（第9回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115,514千円を追加して、歳入歳出それぞれ6,637,601千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により
平成26年 3月31日 専決
松川町長 深津 徹

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町税		1,375,958	9,703	1,385,661
	1 町民税	569,259	1,731	570,990
	2 固定資産税	689,875	796	690,671
	3 軽自動車税	38,724	197	38,921
	4 たばこ税	60,100	7,294	67,394
	5 入湯税	18,000	△315	17,685
2 地方譲与税		77,651	△1,555	76,096
	1 地方揮発油譲与税	21,354	1,895	23,249
	2 自動車重量譲与税	56,297	△3,450	52,847
3 利子割交付金		3,255	△569	2,686
	1 利子割交付金	3,255	△569	2,686
4 配当割交付金		2,881	1,067	3,948
	1 配当割交付金	2,881	1,067	3,948
5 株式等譲渡所得割交付金		751	5,915	6,666
	1 株式等譲渡所得割交付金	751	5,915	6,666
6 地方消費税交付金		136,426	△12,897	123,529
	1 地方消費税交付金	136,426	△12,897	123,529
7 自動車取得税交付金		14,107	7,219	21,326
	1 自動車取得税交付金	14,107	7,219	21,326

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 地方特例交付金		7,076	△835	6,241
	1 地方特例交付金	7,076	△835	6,241
9 地方交付税		2,217,992	123,703	2,341,695
	1 地方交付税	2,217,992	123,703	2,341,695
10 交通安全対策特別交付金		1,646	71	1,717
	1 交通安全対策特別交付金	1,646	71	1,717
11 分担金及び負担金		91,039	△1	91,038
	1 分担金	60	△4	56
	2 負担金	90,979	3	90,982
12 使用料及び手数料		53,358	△2,039	51,319
	1 使用料	35,028	△1,986	33,042
	2 手数料	18,330	△53	18,277
13 国庫支出金		500,539	△5,373	495,166
	1 国庫負担金	315,299	△11,450	303,849
	2 国庫補助金	182,173	5,981	188,154
	3 委託金	3,067	96	3,163
14 県支出金		332,441	△12,938	319,503
	1 県負担金	150,625	△6,251	144,374
	2 県補助金	152,400	△7,036	145,364

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 委託金	29,416	349	29,765
1 5 財産収入		5,915	1,540	7,455
	1 財産運用収入	5,035	△269	4,766
	2 財産売払収入	880	1,809	2,689
1 6 寄附金		7,070	1,178	8,248
	1 寄附金	7,070	1,178	8,248
1 7 繰入金		486,060	△671	485,389
	2 基金繰入金	483,060	△671	482,389
1 9 諸収入		203,985	1,996	205,981
	2 町預金利子	2,000	△1,628	372
	5 雑入	70,759	3,624	74,383
歳	入	合	計	
		6,522,087	115,514	6,637,601

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		76,508	△252	76,256
	1 議会費	76,508	△252	76,256
2 総務費		627,412	46,517	673,929
	1 総務管理費	504,578	47,511	552,089
	2 徴税費	67,335	△1,000	66,335
	4 選挙費	7,678	6	7,684
3 民生費		2,196,092	△47,628	2,148,464
	1 社会福祉費	997,609	△28,148	969,461
	2 児童福祉費	1,198,483	△19,480	1,179,003
4 衛生費		534,922	△9,644	525,278
	1 保健衛生費	370,562	△6,844	363,718
	2 清掃費	164,360	△2,800	161,560
6 農林水産業費		610,335	△9,800	600,535
	1 農業費	521,614	△8,800	512,814
	2 林業費	88,721	△1,000	87,721
7 商工費		236,011	0	236,011
	1 商工費	236,011	0	236,011
8 土木費		723,393	△5,000	718,393
	2 道路橋梁費	505,659	△5,000	500,659

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 消防費		277,638	△3,730	273,908
	1 消防費	277,638	△3,730	273,908
10 教育費		427,270	△6,739	420,531
	1 教育総務費	47,291	△240	47,051
	2 小学校費	143,085	△3,499	139,586
	3 中学校費	88,229	△2,000	86,229
	5 保健体育費	37,664	△1,000	36,664
12 公債費		711,650	△4,689	706,961
	1 公債費	711,650	△4,689	706,961
13 予備費		86,723	156,479	243,202
	1 予備費	86,723	156,479	243,202
歳 出 合 計		6,522,087	115,514	6,637,601

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町税	1,375,958	9,703	1,385,661
2 地方譲与税	77,651	△1,555	76,096
3 利子割交付金	3,255	△569	2,686
4 配当割交付金	2,881	1,067	3,948
5 株式等譲渡所得割交付金	751	5,915	6,666
6 地方消費税交付金	136,426	△12,897	123,529
7 自動車取得税交付金	14,107	7,219	21,326
8 地方特例交付金	7,076	△835	6,241
9 地方交付税	2,217,992	123,703	2,341,695
10 交通安全対策特別交付金	1,646	71	1,717
11 分担金及び負担金	91,039	△1	91,038
12 使用料及び手数料	53,358	△2,039	51,319
13 国庫支出金	500,539	△5,373	495,166
14 県支出金	332,441	△12,938	319,503
15 財産収入	5,915	1,540	7,455
16 寄附金	7,070	1,178	8,248
17 繰入金	486,060	△671	485,389
19 諸収入	203,985	1,996	205,981

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
歳 入 合 計	6,522,087	115,514	6,637,601

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	76,508	△252	76,256	0	0	0	△252
2 総務費	627,412	46,517	673,929	380	0	△662	46,799
3 民生費	2,196,092	△47,628	2,148,464	△21,065	0	409	△26,972
4 衛生費	534,922	△9,644	525,278	△3,165	0	2,338	△8,817
6 農林水産業費	610,335	△9,800	600,535	△1,465	0	1,805	△10,140
7 商工費	236,011	0	236,011	△8	0	△872	880
8 土木費	723,393	△5,000	718,393	12,092	0	0	△17,092
9 消防費	277,638	△3,730	273,908	0	0	0	△3,730
10 教育費	427,270	△6,739	420,531	△5,080	0	499	△2,158
12 公債費	711,650	△4,689	706,961	0	0	0	△4,689
13 予備費	86,723	156,479	243,202	0	0	0	156,479
歳出合計	6,522,087	115,514	6,637,601	△18,311	0	3,517	130,308

2. 歳入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節 額		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
1	町税	1,375,958	9,703	1,385,661			
	1	町民税	569,259	1,731	570,990		
		1	個人	510,097	1,799	511,896	2 滞納繰越分 1,799 滞納繰越分増
		2	法人	59,162	△68	59,094	2 滞納繰越分 △68 滞納繰越分減
	2	固定資産税	689,875	796	690,671		
		1	固定資産税	674,137	796	674,933	2 滞納繰越分 796 滞納繰越分増
	3	軽自動車税	38,724	197	38,921		
		1	軽自動車税	38,724	197	38,921	2 滞納繰越分 197 滞納繰越分増
	4	たばこ税	60,100	7,294	67,394		
		1	たばこ税	60,100	7,294	67,394	1 現年課税分 7,294 現年課税分増
	5	入湯税	18,000	△315	17,685		
		1	入湯税	18,000	△315	17,685	1 現年課税分 △315 現年課税分減
2	地方譲与税	77,651	△1,555	76,096			

(単位：千円)

款 項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	節 額		説 明
					区 分	金 額	
	1 地方揮発油譲与税	21,354	1,895	23,249			
	1 地方揮発油譲与税	21,354	1,895	23,249	1 地方揮発油譲与税	1,895	地方揮発油譲与税増 1,895
	2 自動車重量譲与税	56,297	△3,450	52,847			
	1 自動車重量譲与税	56,297	△3,450	52,847	1 自動車重量譲与税	△3,450	自動車重量譲与税減 △3,450
	3 利子割交付金	3,255	△569	2,686			
	1 利子割交付金	3,255	△569	2,686			
	1 利子割交付金	3,255	△569	2,686	1 利子割交付金	△569	利子割交付金減 △569
	4 配当割交付金	2,881	1,067	3,948			
	1 配当割交付金	2,881	1,067	3,948			
	1 配当割交付金	2,881	1,067	3,948	1 配当割交付金	1,067	配当割交付金増 1,067
	5 株式等譲渡所得割交付金	751	5,915	6,666			

(単位：千円)

款	項	科目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
		1 株式等譲渡所得割交付金	751	5,915	6,666			
		1 株式等譲渡所得割交付金	751	5,915	6,666	1 株式等譲渡所得割交付金	5,915	株式等譲渡所得割交付金増 5,915
		6 地方消費税交付金	136,426	△12,897	123,529			
		1 地方消費税交付金	136,426	△12,897	123,529			
		1 地方消費税交付金	136,426	△12,897	123,529	1 地方消費税交付金	△12,897	地方消費税交付金減 △12,897
		7 自動車取得税交付金	14,107	7,219	21,326			
		1 自動車取得税交付金	14,107	7,219	21,326			
		1 自動車取得税交付金	14,107	7,219	21,326	1 自動車取得税交付金	7,219	自動車取得税交付金増 7,219
		8 地方特例交付金	7,076	△835	6,241			
		1 地方特例交付金	7,076	△835	6,241			
		1 地方特例交付金	7,076	△835	6,241	1 地方特例交付金	△835	減収補てん特例交付金減 △835

(単位：千円)

款 項	科 目		補正前の額	補 正 額	計	節 金 額		説 明
	目					区 分	金 額	
9	地方交付税		2,217,992	123,703	2,341,695			
	1	地方交付税	2,217,992	123,703	2,341,695			
		1 地方交付税	2,217,992	123,703	2,341,695	1 地方交付税	123,703	普通交付税増 特別交付税増 1,102 122,601
10	交通安全対策特別交付金		1,646	71	1,717			
	1	交通安全対策特別交付金	1,646	71	1,717			
		1 交通安全対策特別交付金	1,646	71	1,717	1 交通安全対策特別交付金	71	交通安全対策特別交付金増 71
11	分担金及び負担金		91,039	△1	91,038			
	1	分担金	60	△4	56			
		1 農林水産業費分担金	60	△4	56	1 土地改良費分担金	△4	土地改良費分担金減 △4
	2	負担金	90,979	3	90,982			

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節 金 額		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
	2 民生費負担金	71,023	3	71,026	1 保育所負担金	△30	保育料減 受託措置児童負担金増 延長保育料増 一時保育料増 休日保育料増 病児・病後児保育料減 △1,154 903 138 118 7 △42
					2 へき地保育所負担金	50	へき地保育料増 50
					5 老人福祉費負担金	△57	養護老人ホーム入所者負担金減 △57
					6 児童福祉費負担金	40	児童館利用料増 40
	12 使用料及び手数料	53,358	△2,039	51,319			
	1 使用料	35,028	△1,986	33,042			
	1 町営施設使用料	14,622	51	14,673	5 教育施設使用料	51	町民体育館使用料増 名子原体育館使用料増 運動公園グラウンド使用料増 テニスコート使用料増 町営グラウンド使用料減 生田グラウンド使用料増 学校施設使用料増 中央公民館使用料増 福与体育館使用料減 その他施設使用料減 30 7 26 32 △47 3 13 3 △15 △1

(単位：千円)

款 項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	2 温水プール施設等使用料	13,600	△1,227	12,373	2 プール施設等使用料	△1,227	プール使用料減 △1,227
	3 墓地使用料	850	△850	0	1 共同墓地使用料	△850	共同墓地使用料減 △850
	4 住宅使用料	5,950	40	5,990	2 教員住宅使用料	40	教員住宅使用料増 40
	2 手数料	18,330	△53	18,277			
	1 総務手数料	7,190	△53	7,137	2 戸籍住民登録手数料	△53	戸籍謄抄本発行手数料減 除籍謄抄本発行手数料減 △41 △12
13	国庫支出金	500,539	△5,373	495,166			
	1 国庫負担金	315,299	△11,450	303,849			
	1 民生費国庫負担金	310,273	△11,110	299,163	1 児童手当国庫負担金	△4,035	児童手当国庫負担金減 平成24年度児童手当国庫負担金追加交付分 △6,401 2,366
					2 保険基盤安定国庫負担金	△76	保険基盤安定国庫負担金減 △76
					3 障がい者福祉費国庫負担金	△7,044	障害者医療費負担金増 障害者自立支援給付費等負担金減 障害児施設措置給付費等負担金減 700 △3,034 △4,710

(単位：千円)

款	項	科目		計	節		説明	
		目	補正前の額		補正額	区分		金額
						5 保育所運営費国庫負担金	45	保育所運営費負担金増 45
		2 衛生費国庫負担金	1,020	△340	680	1 未熟児養育医療費国庫負担金	△340	未熟児養育医療費負担金減 △340
		2 国庫補助金	182,173	5,981	188,154			
		1 民生費国庫補助金	18,480	△649	17,831	1 障がい者福祉費国庫補助金	1,315	地域生活支援事業補助金増 1,315
						5 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	△1,964	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金減 △1,964
		2 衛生費国庫補助金	3,569	△370	3,199	1 衛生費国庫補助金	△370	がん検診推進事業補助金減 △370
		4 土木費国庫補助金	107,920	7,000	114,920	6 臨時道路除雪事業補助金	7,000	臨時道路除雪事業補助金 7,000
		3 委託金	3,067	96	3,163			

(単位：千円)

款	項	科 目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区 分	金 額	
		1 総務費委託金	220	△36	184	1 外国人在留 管理事務委 託金	△36	外国人在留管理事務委託金減 △36
		2 民生費委託金	2,847	132	2,979	1 国民年金事 務費委託金	133	国民年金事務費委託金増 133
						2 特別児童扶 養手当事務 費委託金	△1	特別児童扶養手当事務費委託金減 △1
14 県支出金			332,441	△12,938	319,503			
1 県負担金			150,625	△6,251	144,374			
		1 民生費負担金	150,115	△6,174	143,941	1 児童手当県 費負担金	△1,156	児童手当負担金減 △1,156
						2 保険基盤安 定県費負担 金	△722	保険基盤安定県費負担金減 △722
						3 障がい者福 祉費県費負 担金	△4,319	障害者自立支援給付費等負担金減 障害児施設措置給付費等負担金減 △1,562 △2,757
						5 保育所運営 費県費負担 金	23	保育所運営費負担金増 23

(単位：千円)

款	項	科目		計	節		説明	
		目	補正前の額		補正額	区分		金額
		2 衛生費負担金	510	△77	433	1 未熟児養育医療費県費負担金	△77	未熟児養育医療費負担金減 △77
		2 県補助金	152,400	△7,036	145,364			
		1 総務費補助金	23,018	△141	22,877	2 地域発元気づくり支援金	△141	地域発元気づくり支援金減 △141
		2 民生費補助金	46,602	△3,197	43,405	1 老人福祉費県費補助金	△146	老人福祉費補助金減 △146
						2 児童福祉費県費補助金	△5	安心こども基金事業補助金減 △5
						3 福祉医療費県費補助金	△2,971	福祉医療費県費補助金減 △2,971
						4 障がい者福祉費県費補助金	1,084	地域生活支援事業補助金増 平成24年度障害者自立支援対策特別対策事業補助金増 526 558
						6 児童クラブ事業補助金	△470	児童クラブ事業補助金減 △470
						9 地域福祉総合助成金	△689	地域福祉総合助成金減 △689

(単位：千円)

款 項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	3 衛生費補助金	7,717	△2,378	5,339	1 衛生費県費補助金	△2,378	衛生費県費補助金減 医療施設運営費補助金減 △2,089 △289
	4 農業費補助金	20,322	△1,282	19,040	2 農業費補助金	△1,282	農業費補助金減 △1,282
	5 林業費補助金	31,187	△38	31,149	2 森林整備地域活動支援事業補助金	△38	森林整備地域活動支援事業補助金減 △38
	3 委託金	29,416	349	29,765			
	1 総務費委託金	27,200	336	27,536	3 県税徴収事務委託金	334	県税徴収事務委託金増 334
					5 選挙費委託金	2	選挙費委託金増 2
	2 民生費委託金	1,873	13	1,886	1 民生費委託金	13	民生費委託金増 13
15 財産収入		5,915	1,540	7,455			
	1 財産運用収入	5,035	△269	4,766			
	1 財産貸付収入	2,198	14	2,212	1 土地貸付収入	14	町有地貸付収入 14

(単位：千円)

款	項	科目	補正前の額	補正額	計	節金額		説明
						区分	金額	
		2 利子及び配当金	2,837	△283	2,554	2 基金利子	△283	財政調整基金利子減 △200 減債基金利子減 △42 奨学資金基金利子減 △3 ふるさと基金利子減 △21 地域福祉基金利子減 △38 公共施設基金利子増 43 土地開発基金利子減 △3 ふるさと水と土保全事業基金利子減 △4 特養松川荘管理運営基金利子減 △15
		2 財産売払収入	880	1,809	2,689			
		1 不動産売払収入	880	1,809	2,689	1 立木売払収入	1,809	間伐収入増 1,810 払下物件収入減 △1
16		寄附金	7,070	1,178	8,248			
		1 寄附金	7,070	1,178	8,248			
		1 一般寄附金	504	114	618	1 一般寄附金	114	一般寄附金増 114
		2 民生費寄附金	301	509	810	1 社会福祉費寄附金	109	社会福祉費寄附金増 109
						2 児童福祉費寄附金	400	児童福祉費寄附金増 400
		3 教育費寄附金	250	450	700	1 教育費寄附金	450	教育振興寄附金増 450

(単位：千円)

款	項	科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
		6ふるさと応援寄附金	5,000	105	5,105	1ふるさと応援寄附金	105	ふるさと応援寄附金増 105
17	繰入金		486,060	△671	485,389			
		2基金繰入金	483,060	△671	482,389			
		1ふるさと基金繰入金	2,300	△431	1,869	1ふるさと基金繰入金	△431	ふるさと基金繰入金減 △431
		2奨学基金繰入金	5,760	△240	5,520	1奨学基金繰入金	△240	奨学基金繰入金減 △240
19	諸収入		203,985	1,996	205,981			
		2町預金利子	2,000	△1,628	372			
		1預金利子	2,000	△1,628	372	1預金利子	△1,628	預金利子減 △1,628
		5雑入	70,759	3,624	74,383			
		1雑入	70,759	3,624	74,383	3ごみ処理収入	3,174	ごみ専用指定袋売却金増 資源ごみ売却金増 600 2,574
						4介護予防利用者負担金	△103	介護予防利用者負担金減 △103

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明	
						区	分			金
						5	雑入	553	埋蔵文化財調査職員派遣負担金増 水泳教室受講料増	198 355
		計	6,522,087	115,514	6,637,601					

3. 歳 出

(単位：千円)

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1議会費	76,508	△252	76,256				△252			
1議会費	76,508	△252	76,256				△252			
1議会費	76,508	△252	76,256				△252	1 報 酬	△252	議員報酬減 △252
								11需用費	0	印刷製本費増 食糧費減 30 △30
2総務費	627,412	46,517	673,929	380		△662	46,799			
1総務管理費	504,578	47,511	552,089			△609	48,120			
1一般管理費	276,162	510	276,672				510	12役務費	290	郵便料金増 290
								14使用料及び 賃借料	220	ETC使用料増 220
3財政管理費	50,036	49,825	99,861			△175	50,000	25積立金	49,825	財政調整基金積立 ふるさと応援基金積立増 基金利子積立減 50,000 105 △280
5財産管理費	39,022	△2,883	36,139			△3	△2,880	11需用費	△1,000	庁舎修繕費減 △1,000
								12役務費	320	電話料増 公用車レッカー手数料増 230 90

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
						特定財源			一般財源	区分	金額		
						国県支出金	地方債	その他					
										15	工事請負費	△2,200	旧エレベーター制御盤取替工事費減△2,200
										28	繰出金	△3	土地開発基金利子積立減△3
		8交通安全対策費	3,908	30	3,938				30	11	需用費	30	カーブミラー修繕箇所増30
		9防犯費	13,174	460	13,634				460	11	需用費	460	防犯灯器具修繕箇所増460
		12まちづくり事業費	3,841	△431	3,410			△431		19	負担金補助及び交付金	△431	まちづくり事業補助金減△431
		2徴税费	67,335	△1,000	66,335	334			△1,334				
		1税務総務費	42,373	0	42,373	334			△334				財源補正
		2賦課徴収費	21,387	△1,000	20,387				△1,000	23	償還金利子及び割引料	△1,000	税選付金減△1,000
		3戸籍住民基本台帳費	46,548	0	46,548	44		△53	9				
		1戸籍住民基本台帳費	46,548	0	46,548	44		△53	9				財源補正
		4選挙費	7,678	6	7,684	2			4				

(単位：千円)

款	項	科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
						特定財源			一般財源	区分	金額		
						国県支出金	地方債	その他					
		5参議院議員通常選挙費	6,967	6	6,973	2			4	1報酬	0	委員報酬減 非常勤職員報酬増	△35 35
										11需用費	△69	消耗品費減	△69
										12役務費	45	郵便料増	45
										14使用料及び賃借料	30	コピー使用料増	30
		3民生費	2,196,092	△47,628	2,148,464	△21,065		409	△26,972				
		1社会福祉費	997,609	△28,148	969,461	△15,467		△51	△12,630				
		1社会福祉総務費	191,726	△2,063	189,663	△785		109	△1,387	19負担金補助及び交付金	△1,000	社会福祉協議会補助金減	△1,000
										28繰出金	△1,063	保険基盤安定分繰出金減	△1,063
		2国民年金事務費	2,559	0	2,559	53			△53			財源補正	
		3高齢者福祉費	404,305	△8,085	396,220	△2,440		△160	△5,485	15工事請負費	△588	工事請負費減	△588
										18備品購入費	△1,142	高齢者支え合い施設備品購入費減	△1,142
										28繰出金	△6,355	介護保健特別会計繰出金減	△6,355

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他				
		5障がい者福祉費	318,785	△15,500	303,285	△9,324			△6,176	20扶助費	△15,500	自立支援給付費（介護給付費他）減△7,030 自立支援給付費（補装具費）減△888 自立支援医療（更生医療）増3,272 自立支援医療（育成医療）減△742 放課後デイサービス他減△9,938 移動支援他増1,174 タイムケア事業他減△575 障がい福祉サービス利用者交付金減△773
		6福祉医療費	78,184	△2,500	75,684	△2,971			471	19負担金補助及び交付金	△2,500	福祉医療費給付金減△2,500
		2児童福祉費	1,198,483	△19,480	1,179,003	△5,598		460	△14,342			
		2児童措置費	239,087	△8,000	231,087	△5,191			△2,809	20扶助費	△8,000	児童手当減△8,000
		3保育所費	910,568	△11,480	899,088	63		420	△11,963	11需用費	△2,790	修繕費減△890 賄材料費減△1,900
										15工事請負費	△8,690	統合保育園建設工事費減△8,690
		5児童館費	20,640	0	20,640	△470		40	430			財源補正
		4衛生費	534,922	△9,644	525,278	△3,165		2,338	△8,817			
		1保健衛生費	370,562	△6,844	363,718	△3,165		△850	△2,829			

(単位：千円)

款 項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
					特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他					
	1保健衛生総務費	172,309	△1,344	170,965	△417			△927	19負担金補助及び交付金	319	めばえ支援事業補助金増	319
									28繰出金	△1,663	出産育児一時金繰出金減	△1,663
	2予防費	50,151	△5,500	44,651	△2,459			△3,041	13委託料	△5,500	検診及び予防接種委託料減	△5,500
	3診療所費	3,663	0	3,663	△289			289			財源補正	
	4環境衛生費	127,229	0	127,229			△850	850			財源補正	
	2清掃費	164,360	△2,800	161,560			3,188	△5,988				
	1塵芥処理費	144,232	△2,800	141,432			3,188	△5,988	13委託料	△2,800	ごみ収集委託料他減	△2,800
	6農林水産業費	610,335	△9,800	600,535	△1,465		1,805	△10,140				
	1農業費	521,614	△8,800	512,814	△1,427		△4	△7,369				
	3農業振興費	140,365	△8,800	131,565	△1,341			△7,459	8報償費	△2,800	駆除報償費減	△2,800
									13委託料	△1,500	土地利用計画図作成業務減 獣害防止策設計委託料減	△1,000 △500
									19負担金補助 及び交付金	△4,500	町単補助事業減 町単被害防止補助減	△3,000 △1,500

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
						特定財源			一般財源	区分	金額		
						国県支出金	地方債	その他					
		7農村観光交流センター費	10,573	0	10,573	△86			86			財源補正	
		8農地費	19,550	0	19,550			△4	4			財源補正	
		2林業費	88,721	△1,000	87,721	△38		1,809	△2,771				
		2林業振興費	70,652	△1,000	69,652	△38		1,809	△2,771	15工事請負費	△1,000	およりの森遊歩道整備事業減 森林セラピー基地看板設置工事他減	△500 △500
		7商工費	236,011	0	236,011	△8		△872	880				
		1商工費	236,011	0	236,011	△8		△872	880				
		3観光費	26,637	0	26,637	△8			8			財源補正	
		4まつかわの里室内 温水プール施設費	47,245	0	47,245			△872	872	11需用費	0	燃料費増 光熱水費減	200 △200
		8土木費	723,393	△5,000	718,393	12,092			△17,092				
		2道路橋梁費	505,659	△5,000	500,659	10,327			△15,327				
		2道路橋梁維持費	149,566	0	149,566	7,000			△7,000			財源補正	

(単位：千円)

款	項	科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
						特定財源			一般財源	区分	金額		
						国県支出金	地方債	その他					
		3道路橋梁新設改良費	329,862	△5,000	324,862	3,327			△8,327	15工事請負費	△3,000	工事請負費減 △3,000	
										22補償補てん及び賠償金	△2,000	補償費減 △2,000	
		4都市計画費	188,386	0	188,386	1,765			△1,765				
		3公園管理費	18,156	0	18,156	1,765			△1,765			財源補正	
		9消防費	277,638	△3,730	273,908				△3,730				
		1消防費	277,638	△3,730	273,908				△3,730				
		2非常備消防費	51,755	△730	51,025				△730	1報酬	△730	消防団員報酬減 △730	
		5防災対策費	45,924	△3,000	42,924				△3,000	11需用費	△1,000	防災計画製本費減 △1,000	
										15工事請負費	△2,000	気象情報システム設置事業費減 △2,000	
		10教育費	427,270	△6,739	420,531	△5,080		499	△2,158				
		1教育総務費	47,291	△240	47,051				△200	△40			
		2教育委員会事務局費	43,815	△240	43,575				△200	△40	21貸付金	△240	奨学貸付金減 △240

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
						特定財源			一般財源	区分	金額		
						国県支出金	地方債	その他					
		2小学校費	143,085	△3,499	139,586			450	△3,949				
		1小学校管理費	136,551	△3,499	133,052				△3,499	11需用費	△1,130	燃料費減 光熱水費減	△410 △720
										12役務費	△550	手数料減	△550
										13委託料	△820	運転委託料他減	△820
										14使用料及び 賃借料	△999	貸切バス使用料他減	△999
		2小学校教育振興費	6,534	0	6,534			450	△450			財源補正	
		3中学校費	88,229	△2,000	86,229				△2,000				
		1中学校管理費	79,489	△2,000	77,489				△2,000	11需用費	△850	燃料費減	△850
										15工事請負費	△1,150	工事請負費減	△1,150
		4社会教育費	111,001	0	111,001	△5,080		201	4,879				
		2公民館費	41,538	0	41,538	△5,080		3	5,077			財源補正	
		3図書館資料館費	36,353	0	36,353			198	△198			財源補正	

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
					特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
款	項 目				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
	5 保健体育費	37,664	△1,000	36,664			48	△1,048			
	2 保健体育施設費	31,888	△1,000	30,888			48	△1,048	11 需用費	△1,000	消耗品費減 △100 光熱水費減 △400 修繕費減 △500
	12 公債費	711,650	△4,689	706,961				△4,689			
	1 公債費	711,650	△4,689	706,961				△4,689			
	2 利子	51,086	△4,689	46,397				△4,689	23 償還金利子及び割引料	△4,689	償還利子減 △4,087 一時借入金利子減 △602
	13 予備費	86,723	156,479	243,202				156,479			
	1 予備費	86,723	156,479	243,202				156,479			
	1 予備費	86,723	156,479	243,202				156,479			
	計	6,522,087	115,514	6,637,601	△18,311		3,517	130,308			

承認第4号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のことについて別紙のとおり専決処分としたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

平成25年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回）について
（専決第8号）

平成26年 6月 6日 報 告
松 川 町 長 深 津 徹

平成26年 6月 6日 承 認
松川町議会議長 島 田 弘 美

専決第8号

平成25年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回）

平成25年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,242千円を追加して、歳入歳出それぞれ1,489,588千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により

平成26年 3月31日 専決

松川町長 深津 徹

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		312,910	1,631	314,541
	1 国民健康保険税	312,910	1,631	314,541
2 使用料及び手数料		120	101	221
	1 手数料	120	101	221
3 国庫支出金		281,059	△5,150	275,909
	1 国庫負担金	221,079	4,767	225,846
	2 国庫補助金	59,980	△9,917	50,063
4 療養給付費交付金		90,307	5,291	95,598
	1 療養給付費交付金	90,307	5,291	95,598
6 県支出金		68,045	4,345	72,390
	1 県負担金	7,619	1,862	9,481
	2 県補助金	60,426	2,483	62,909
7 共同事業交付金		116,450	16,589	133,039
	1 共同事業交付金	116,450	16,589	133,039
9 繰入金		93,649	△2,727	90,922
	1 他会計繰入金	93,649	△2,727	90,922
1 1 諸収入		522	1,162	1,684
	4 雑入	517	1,162	1,679
歳 入 合 計		1,468,346	21,242	1,489,588

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		8,049	17	8,066
	2 徴税費	3,069	17	3,086
2 保険給付費		954,232	△60,017	894,215
	1 療養諸費	849,561	△54,684	794,877
	2 高額療養費	91,791	△1,795	89,996
	4 出産育児諸費	8,400	△2,538	5,862
	5 葬祭諸費	2,000	△1,000	1,000
7 共同事業拠出金		145,500	△6,065	139,435
	1 共同事業拠出金	145,500	△6,065	139,435
8 保健事業費		11,805	△3,541	8,264
	1 特定健康診査等事務費	11,805	△3,541	8,264
1 2 予備費		14,417	90,848	105,265
	1 予備費	14,417	90,848	105,265
歳 出 合 計		1,468,346	21,242	1,489,588

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	312,910	1,631	314,541
2 使用料及び手数料	120	101	221
3 国庫支出金	281,059	△5,150	275,909
4 療養給付費交付金	90,307	5,291	95,598
6 県支出金	68,045	4,345	72,390
7 共同事業交付金	116,450	16,589	133,039
9 繰入金	93,649	△2,727	90,922
1 1 諸収入	522	1,162	1,684
歳 入 合 計	1,468,346	21,242	1,489,588

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	8,049	17	8,066	0	0	17	0
2 保険給付費	954,232	△60,017	894,215	△4,031	0	11,721	△67,707
7 共同事業拠出金	145,500	△6,065	139,435	0	0	8,013	△14,078
8 保健事業費	11,805	△3,541	8,264	3,226	0	0	△6,767
12 予備費	14,417	90,848	105,265	0	0	0	90,848
歳 出 合 計	1,468,346	21,242	1,489,588	△805	0	19,751	2,296

2. 歳入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
1	国民健康保険税	312,910	1,631	314,541			
	1 国民健康保険税	312,910	1,631	314,541			
	1-1 一般被保険者国民健康保険税	280,510	2,824	283,334	3 介護納付金分現年課税分	△540	介護納付金分現年課税分減 △540
					4 医療給付費分滞納繰越分	1,172	医療給付費分滞納繰越分増 1,172
					5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	1,473	後期高齢者支援金分滞納繰越分増 1,473
					6 介護納付金分滞納繰越分	719	介護納付金分滞納繰越分増 719
	2 退職被保険者等国民健康保険税	32,400	△1,193	31,207	1 医療給付費分現年課税分	△520	医療給付費分現年課税分減 △520
					2 後期高齢者支援金分現年課税分	△400	後期高齢者支援金分現年課税分減 △400

(単位：千円)

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款	項	目				区 分	金 額	
						3 介護納付金 分現年課税分	△530	介護納付金分現年課税分減 △530
						4 医療給付費 分滞納繰越分	149	医療給付費分滞納繰越分増 149
						5 後期高齢者 支援金分滞 納繰越分	29	後期高齢者支援金分滞納繰越分増 29
						6 介護納付金 分滞納繰越分	79	介護納付金分滞納繰越分増 79
		2 使用料及び手数料	120	101	221			
		1 手数料	120	101	221			
		2 督促手数料	120	101	221	1 督促手数料	101	督促手数料増 101
		3 国庫支出金	281,059	△5,150	275,909			
		1 国庫負担金	221,079	4,767	225,846			
		2 療養給付費等負担金	213,460	2,901	216,361	1 現年度分	2,901	療養給付費負担金増 2,901

(単位：千円)

款	項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
		3 高額医療費共同事業負担金	5,100	1,987	7,087	1 高額医療費共同事業負担金	1,987	高額医療費共同事業負担金増 1,987
		4 特定健康診査等負担金	2,519	△121	2,398	1 特定健康診査等負担金	△121	特定健康診査等負担金減 △121
		2 国庫補助金	59,980	△9,917	50,063			
		1 財政調整交付金	59,980	△9,917	50,063	1 普通調整交付金	△2,415	普通調整交付金減 △2,415
						2 特別調整交付金	△7,502	特別調整交付金減 △7,502
		4 療養給付費交付金	90,307	5,291	95,598			
		1 療養給付費交付金	90,307	5,291	95,598			
		1 療養給付費交付金	90,307	5,291	95,598	1 現年度分	5,291	退職者療養給付費分増 5,291
		6 県支出金	68,045	4,345	72,390			
		1 県負担金	7,619	1,862	9,481			

(単位：千円)

款	項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
		1 高額医療費共同事業負担金	5,100	1,987	7,087	1 高額医療費共同事業負担金	1,987	高額医療費共同事業負担金増 1,987
		2 特定健康診査等負担金	2,519	△125	2,394	1 特定健康診査等負担金	△125	特定健康診査等負担金減 △125
		2 県補助金	60,426	2,483	62,909			
		1 財政調整交付金	60,426	2,483	62,909	1 財政調整交付金	2,483	財政調整交付金増 2,483
		7 共同事業交付金	116,450	16,589	133,039			
		1 共同事業交付金	116,450	16,589	133,039			
		1 共同事業交付金	17,000	13,892	30,892	1 共同事業医療費交付金	13,892	高額医療費共同事業交付金増 13,892
		2 保険財政共同安定化事業交付金	99,450	2,697	102,147	1 保険財政共同安定化事業交付金	2,697	保険財政共同安定化事業交付金増 2,697
		9 繰入金	93,649	△2,727	90,922			
		1 他会計繰入金	93,649	△2,727	90,922			

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節 額		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
	1 一般会計繰入金	93,649	△2,727	90,922	1 保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	△912	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 減 △912
					2 保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	△152	保険基盤安定繰入金(保険者支援分) 減 △152
					3 出産育児一時金等繰入金	△1,680	出産育児一時金繰入金 減 △1,680
					5 その他一般会計繰入金	17	その他一般会計繰入金増 17
11	諸収入	522	1,162	1,684			
	4 雑入	517	1,162	1,679			
	2 第三者納付金	505	509	1,014	1 第三者納付金	509	一般被保険者第三者納付金増 509
	3 返納金	2	55	57	1 返納金	55	一般被保険者返納金増 55
	4 雑入	10	598	608	1 雑入	598	軽減特別措置一部負担金他増 598

3. 歳 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
						特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1	総務費		8,049	17	8,066			17					
	2	徴税費	3,069	17	3,086			17					
		1賦課徴収費	3,069	17	3,086			17	12	役務費	17	国保税課税通知郵送料増 17	
2	保険給付費		954,232	△60,017	894,215	△4,031		11,721	△67,707				
	1	療養諸費	849,561	△54,684	794,877	△1,553		8,460	△61,591				
		1一般被保険者療養給付費	753,935	△39,187	714,748	△1,553		23,957	△61,591	19	負担金補助及び交付金	△39,187	療養給付費一般分減 △39,187
		2退職被保険者等療養給付費	77,294	△15,497	61,797			△15,497		19	負担金補助及び交付金	△15,497	療養給付費退職分減 △15,497
	2	高額療養費	91,791	△1,795	89,996	△2,478		4,941	△4,258				
		1一般被保険者高額療養費	81,666	△1,795	79,871	△2,478		4,941	△4,258	19	負担金補助及び交付金	△1,795	高額療養費一般分減 △1,795
	4	出産育児諸費	8,400	△2,538	5,862			△1,680	△858				
		1出産育児一時金	8,400	△2,538	5,862			△1,680	△858	19	負担金補助及び交付金	△2,538	出産育児一時金減 △2,538

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他				
		5 葬祭諸費	2,000	△1,000	1,000				△1,000			
		1 葬祭費	2,000	△1,000	1,000				△1,000	19負担金補助及び交付金	△1,000	葬祭費減 △1,000
		7 共同事業拠出金	145,500	△6,065	139,435			8,013	△14,078			
		1 共同事業拠出金	145,500	△6,065	139,435			8,013	△14,078			
		3 保険財政共同安定化事業拠出金	116,410	△6,065	110,345			8,013	△14,078	19負担金補助及び交付金	△6,065	保険財政共同安定化事業拠出金減 △6,065
		8 保健事業費	11,805	△3,541	8,264	3,226			△6,767			
		1 特定健康診査等事務費	11,805	△3,541	8,264	3,226			△6,767			
		1 特定健康診査等事務費	11,805	△3,541	8,264	3,226			△6,767	13委託料	△3,541	特定健康診査減 △3,541
		12 予備費	14,417	90,848	105,265				90,848			
		1 予備費	14,417	90,848	105,265				90,848			
		1 予備費	14,417	90,848	105,265				90,848			
		計	1,468,346	21,242	1,489,588	△805		19,751	2,296			

承認第5号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のことについて別紙のとおり専決処分としたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

平成25年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について
（専決第9号）

平成26年 6月 6日 報 告
松 川 町 長 深 津 徹

平成26年 6月 6日 承 認
松川町議会議長 島 田 弘 美

専決第9号

平成25年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）

平成25年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ551千円を追加して、歳入歳出それぞれ124,670千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により

平成26年 3月31日 専決

松川町長 深津 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		86,779	551	87,330
	1 後期高齢者医療保険料	86,779	551	87,330
歳入合計		124,119	551	124,670

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		121,883	551	122,434
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	121,883	551	122,434
歳出合計		124,119	551	124,670

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	86,779	551	87,330
歳入合計	124,119	551	124,670

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	121,883	551	122,434	0	0	0	551
歳出合計	124,119	551	124,670	0	0	0	551

2. 歳入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
		1 後期高齢者医療保険料	86,779	551	87,330			
		1 後期高齢者医療保険料	86,779	551	87,330			
		1 特別徴収保険料	53,772	202	53,974	1 現年度分	202	現年度分保険料(特徴)増 202
		2 普通徴収保険料	33,007	349	33,356	1 現年度分	287	現年度分保険料(普徴)増 287
						2 滞納繰越分	62	滞納繰越分保険料(普徴)増 62
		計	124,119	551	124,670			

3. 歳出

(単位：千円)

款 項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
					特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他				
	2後期高齢者医療広域連合納付金	121,883	551	122,434				551			
	1後期高齢者医療広域連合納付金	121,883	551	122,434				551			
	1後期高齢者医療広域連合納付金	121,883	551	122,434				551	19負担金補助及び交付金	551	保険料負担金増 551
	計	124,119	551	124,670				551			

承認第6号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のことについて別紙のとおり専決処分としたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

平成25年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）について
（専決第10号）

平成26年 6月 6日 報 告
松 川 町 長 深 津 徹

平成26年 6月 6日 承 認
松川町議会議長 島 田 弘 美

専決第10号

平成25年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）

平成25年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ39,071千円を減額して、歳入歳出それぞれ1,190,749千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により
平成26年 3月31日 専決
松川町長 深津 徹

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		214,420	1,010	215,430
	1 介護保険料	214,420	1,010	215,430
2 使用料及び手数料		30	14	44
	1 手数料	30	14	44
3 国庫支出金		287,629	△13,837	273,792
	1 国庫負担金	208,401	△9,616	198,785
	2 国庫補助金	79,228	△4,221	75,007
4 支払基金交付金		329,986	△14,293	315,693
	1 支払基金交付金	329,986	△14,293	315,693
5 県支出金		163,338	△5,297	158,041
	1 県負担金	158,360	△4,537	153,823
	3 県補助金	4,978	△760	4,218
6 財産収入		300	△260	40
	1 財産運用収入	300	△260	40
7 繰入金		167,651	△6,355	161,296
	1 一般会計繰入金	167,651	△6,355	161,296
8 諸収入		8,771	△53	8,718
	4 雑入	8,771	△53	8,718
歳入合計		1,229,820	△39,071	1,190,749

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		1,128,475	△30,981	1,097,494
	1 介護サービス等諸費	1,013,601	△26,000	987,601
	2 介護予防サービス等諸費	67,414	△4,000	63,414
	3 その他諸費	1,220	19	1,239
	4 高額介護サービス等費	16,484	△1,000	15,484
4 諸支出金		6,618	△1,700	4,918
	4 新予防給付サービス費	2,472	△1,700	772
5 地域支援事業費		42,819	△330	42,489
	2 介護予防事業費	12,121	△330	11,791
6 予備費		41,388	△6,060	35,328
	1 予備費	41,388	△6,060	35,328
歳出合計		1,229,820	△39,071	1,190,749

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	214,420	1,010	215,430
2 使用料及び手数料	30	14	44
3 国庫支出金	287,629	△13,837	273,792
4 支払基金交付金	329,986	△14,293	315,693
5 県支出金	163,338	△5,297	158,041
6 財産収入	300	△260	40
7 繰入金	167,651	△6,355	161,296
8 諸収入	8,771	△53	8,718
歳 入 合 計	1,229,820	△39,071	1,190,749

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	10,220	0	10,220	724	0	△724	0
2 保険給付費	1,128,475	△30,981	1,097,494	△18,517	0	△17,371	4,907
3 基金積立金	300	0	300	0	0	△260	260
4 諸支出金	6,618	△1,700	4,918	0	0	△1,700	0
5 地域支援事業費	42,819	△330	42,489	△1,341	0	△892	1,903
6 予備費	41,388	△6,060	35,328	0	0	0	△6,060
歳 出 合 計	1,229,820	△39,071	1,190,749	△19,134	0	△20,947	1,010

2. 歳入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
1	保険料	214,420	1,010	215,430			
	1 介護保険料	214,420	1,010	215,430			
	1 第1号被保険者保険料	214,420	1,010	215,430	1 現年度分特別徴収保険料	480	特別徴収保険料増 480
					2 現年度分普通徴収保険料	276	普通徴収保険料増 276
					3 滞納繰越分普通徴収保険料	254	滞納繰越分普通徴収保険料増 254
2	使用料及び手数料	30	14	44			
	1 手数料	30	14	44			
	1 督促手数料	30	14	44	1 督促手数料	14	督促手数料増 14
3	国庫支出金	287,629	△13,837	273,792			
	1 国庫負担金	208,401	△9,616	198,785			
	1 介護給付費負担金	208,401	△9,616	198,785	1 現年度分	△9,616	介護給付費負担金減 △9,616

(単位：千円)

款	科 目		補正前の額	補 正 額	計	節 金 額		説 明
	項	目				区 分	金 額	
	2	国庫補助金	79,228	△4,221	75,007			
		1 調整交付金	72,559	△4,364	68,195	1 現年度分調整交付金	△4,364	調整交付金減 △4,364
		4 介護保険事業費補助金	0	724	724	1 介護保険事業費補助金	724	介護保険システム改修に伴う国庫補助金増 724
		6 地域支援事業交付金（介護予防事業）	2,274	179	2,453	1 現年度分	179	介護予防事業交付金増 179
		7 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）	4,395	△760	3,635	1 現年度分	△760	包括的支援・任意事業交付金減 △760
	4	支払基金交付金	329,986	△14,293	315,693			
		1 支払基金交付金	329,986	△14,293	315,693			
		1 介護給付費交付金	327,259	△13,512	313,747	1 現年度分	△13,512	介護給付費交付金減 △13,512
		2 地域支援事業支援交付金	2,727	△781	1,946	1 現年度分	△781	地域支援事業支援交付金減 △781
	5	県支出金	163,338	△5,297	158,041			
		1 県負担金	158,360	△4,537	153,823			

(単位：千円)

款	項	科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
		1 介護給付費負担金	158,360	△4,537	153,823	1 現年度分	△4,537	介護給付費負担金減 △4,537
		3 県補助金	4,978	△760	4,218			
		2 地域支援事業交付金 (介護予防事業)	1,132	△41	1,091	1 現年度分	△41	介護予防事業交付金減 △41
		3 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	2,194	△719	1,475	1 現年度分	△719	包括的支援・任意事業交付金減 △719
		6 財産収入	300	△260	40			
		1 財産運用収入	300	△260	40			
		1 利子及び配当金	300	△260	40	1 利子及び配当金	△260	利子及び配当金減 △260
		7 繰入金	167,651	△6,355	161,296			
		1 一般会計繰入金	167,651	△6,355	161,296			
		1 介護給付費繰入金	141,059	△3,873	137,186	1 現年度分	△3,873	介護給付費繰入金減 △3,873
		2 地域支援事業繰入金 (介護予防事業)	1,132	△125	1,007	1 現年度分	△125	介護予防事業繰入金減 △125

(単位：千円)

款	項	科目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
		4 その他一般会計繰入金	23,266	△2,357	20,909	1 職員給与費等繰入金	△2,357	職員給与費等繰入金減 △2,357
8 諸収入			8,771	△53	8,718			
4 雑入			8,771	△53	8,718			
2 雑入			8,771	△53	8,718	1 雑入	14	介護予防体操教室参加料等増 14
						2 新予防給付サービス収入	△67	新予防給付サービス収入減 △67
計			1,229,820	△39,071	1,190,749			

3. 歳出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
						特定財源			一般財源	区分		金額
						国県支出金	地方債	その他				
1	総務費		10,220	0	10,220	724		△724				
	1	総務管理費	2,117	0	2,117	724		△724				
		1一般管理費	2,117	0	2,117	724		△724			財源補正	
2	保険給付費		1,128,475	△30,981	1,097,494	△18,517		△17,371	4,907			
	1	介護サービス等諸費	1,013,601	△26,000	987,601	△16,577		△15,318	5,895			
		1サービス等諸費	869,738	△23,000	846,738	△15,409		△14,073	6,482	19負担金補助及び交付金	△23,000	居宅介護サービス計画給付費減 △23,000
		3地域密着型介護サービス給付費	143,863	△3,000	140,863	△1,168		△1,245	△587	19負担金補助及び交付金	△3,000	地域密着型介護サービス給付費減 △3,000
	2	介護予防サービス等諸費	67,414	△4,000	63,414	△1,558		△1,660	△782			
		1介護予防サービス給付費	50,428	△2,000	48,428	△779		△830	△391	19負担金補助及び交付金	△2,000	介護予防サービス給付費減 △2,000
		6介護予防住宅改修費	3,960	△2,000	1,960	△779		△830	△391	19負担金補助及び交付金	△2,000	介護予防住宅改修費減 △2,000
	3	その他諸費	1,220	19	1,239	7		22	△10			

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他				
		1 審査支払手数料	1,220	19	1,239	7		22	△10	12 役務費	19	審査支払手数料増 19
		4 高額介護サービス等費	16,484	△1,000	15,484	△389		△415	△196			
		1 高額介護サービス費	16,414	△1,000	15,414	△389		△415	△196	19 負担金補助及び交付金	△1,000	高額介護サービス費減 △1,000
		3 基金積立金	300	0	300			△260	260			
		1 基金積立金	300	0	300			△260	260			
		1 介護給付費支払準備基金積立金	300	0	300			△260	260			財源補正
		4 諸支出金	6,618	△1,700	4,918			△1,700				
		4 新予防給付サービス費	2,472	△1,700	772			△1,700				
		1 新予防給付ケアマネジメント費	2,472	△1,700	772			△1,700		13 委託料	△1,700	新予防給付サービス費減 △1,700
		5 地域支援事業費	42,819	△330	42,489	△1,341		△892	1,903			
		1 地域包括支援センター費	21,502	0	21,502							

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
						特定財源			一般財源	区分		金額
						国県支出金	地方債	その他				
		1一般管理費	21,502	0	21,502						財源補正	
		2介護予防事業費	12,121	△330	11,791	138		△892	424			
		1二次予防事業対象者施策事業費	11,180	△330	10,850	138		△892	424	13委託料	△330	生活機能評価健診等実績減 △330
		3包括的支援事業・任意事業費	9,196	0	9,196	△1,479			1,479			
		1介護予防ケアマネジメント事業費	3,756	0	3,756	△760			760			財源補正
		5任意事業費	3,022	0	3,022	△719			719			財源補正
		6予備費	41,388	△6,060	35,328				△6,060			
		1予備費	41,388	△6,060	35,328				△6,060			
		1予備費	41,388	△6,060	35,328				△6,060			予備費減 △6,060
		計	1,229,820	△39,071	1,190,749	△19,134		△20,947	1,010			

承認第7号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のことについて別紙のとおり専決処分としたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

平成25年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）について
(専決第11号)

平成26年 6月 6日 報 告
松 川 町 長 深 津 徹

平成26年 6月 6日 承 認
松川町議会議長 島 田 弘 美

専決第11号

平成25年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）

平成25年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ542千円を追加し、歳入歳出それぞれ284,707千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により
平成26年 3月31日 専決
松川町長 深津 徹

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		22,934	△241	22,693
	1 分担金及び負担金	22,934	△241	22,693
2 使用料及び手数料		80,587	783	81,370
	1 使用料	80,467	788	81,255
	2 手数料	120	△5	115
歳入合計		284,165	542	284,707

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業費		16,279	△1,134	15,145
	1 公共下水道事業費	16,279	△1,134	15,145
4 予備費		6,908	1,676	8,584
	1 予備費	6,908	1,676	8,584
歳 出 合 計		284,165	542	284,707

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	22,934	△241	22,693
2 使用料及び手数料	80,587	783	81,370
歳入合計	284,165	542	284,707

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 事業費	16,279	△1,134	15,145	0	0	△241	△893
3 公債費	195,848	0	195,848	0	0	783	△783
4 予備費	6,908	1,676	8,584	0	0	0	1,676
歳 出 合 計	284,165	542	284,707	0	0	542	0

2. 歳入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款 項	目				区 分	金・額	
	1 分担金及び負担金	22,934	△241	22,693			
	1 分担金及び負担金	22,934	△241	22,693			
	1 分担金及び負担金	22,934	△241	22,693	1 受益者負担金	500	受益者負担金の増 500
					3 工事負担金	△741	神護原線3工区工事費の減 公共樹設置工事費の増 △1,134 393
	2 使用料及び手数料	80,587	783	81,370			
	1 使用料	80,467	788	81,255			
	1 使用料	80,467	788	81,255	1 下水道料金	585	下水道料金収入の増 585
					2 下水道料金 滞納繰越分	203	下水道料金滞納繰越の増 203
	2 手数料	120	△5	115			
	1 手数料	120	△5	115	1 登録事務手数料	△5	登録事務手数料の減 △5
	計	284,165	542	284,707			

3. 歳 出

(単位：千円)

款	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
					特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2	事業費	16,279	△1,134	15,145			△241	△893			
	1 公共下水道事業費	16,279	△1,134	15,145			△241	△893			
	1 公共下水道事業費	16,279	△1,134	15,145			△241	△893	15 工事請負費	△1,134	神護原線3工区事業費の減 △1,134
3	公債費	195,848	0	195,848			783	△783			
	1 公債費	195,848	0	195,848			783	△783			
	1元金	139,644	0	139,644			783	△783			財源補正
4	予備費	6,908	1,676	8,584				1,676			
	1 予備費	6,908	1,676	8,584				1,676			
	1 予備費	6,908	1,676	8,584				1,676			
	計	284,165	542	284,707			542				

承認第8号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のことについて別紙のとおり専決処分としたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

平成25年度松川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4回）について
（専決第12号）

平成26年 6月 6日 報 告
松 川 町 長 深 津 徹

平成26年 6月 6日 認
松川町議会議長 島 田 弘 美

専決第12号

平成25年度松川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4回）

平成25年度松川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,137千円を追加し、歳入歳出それぞれ387,576千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により
平成26年 3月31日 専決
松川町長 深津 徹

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		10,001	1,781	11,782
	1 分担金及び負担金	10,001	1,781	11,782
2 使用料		63,469	356	63,825
	1 使用料	63,469	356	63,825
歳入合計		385,439	2,137	387,576

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 予備費		4,631	2,137	6,768
	1 予備費	4,631	2,137	6,768
歳出合計		385,439	2,137	387,576

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	10,001	1,781	11,782
2 使用料	63,469	356	63,825
歳 入 合 計	385,439	2,137	387,576

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	71,447	0	71,447	0	0	2,137	△2,137
4 予備費	4,631	2,137	6,768	0	0	0	2,137
歳 出 合 計	385,439	2,137	387,576	0	0	2,137	0

2. 歳入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節 金 額		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
1	分担金及び負担金	10,001	1,781	11,782			
	1	分担金及び負担金	10,001	1,781	11,782		
		1	分担金及び負担金	10,001	1,781	11,782	1 受益者負担金 1,781 受益者負担金の増 1,781
2	使用料	63,469	356	63,825			
	1	使用料	63,469	356	63,825		
		1	使用料	63,469	356	63,825	1 下水道料金 △295 下水道料金収入の減 △295
						2 下水道料金 滞納繰越分 651 下水道滞納繰越分の増 651	
	計	385,439	2,137	387,576			

3. 歳 出

(単位：千円)

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1総務費	71,447	0	71,447			2,137	△2,137			
2施設管理費	53,736	0	53,736			2,137	△2,137			
1維持管理費	53,736	0	53,736			2,137	△2,137			財源補正
4予備費	4,631	2,137	6,768				2,137			
1予備費	4,631	2,137	6,768				2,137			
1予備費	4,631	2,137	6,768				2,137			
計	385,439	2,137	387,576			2,137				

承認第9号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のことについて別紙のとおり専決処分としたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

平成25年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算（第4回）について
（専決第13号）

平成26年 6月 6日 報 告
松 川 町 長 深 津 徹

平成26年 6月 6日 承 認
松川町議会議長 島田 弘美

専決第13号

平成25年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算（第4回）

平成25年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,270千円を追加して、歳入歳出それぞれ546,171千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により
平成26年 3月31日 専決
松川町長 深津 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		496,268	4,766	501,034
	1 使用料	496,268	4,766	501,034
2 財産収入		1,000	△800	200
	1 財産運用収入	1,000	△800	200
5 諸収入		1,421	304	1,725
	2 雑入	1,326	304	1,630
歳入合計		541,901	4,270	546,171

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運営費		511,956	△9,500	502,456
	1 営業費	509,956	△8,700	501,256
	2 財政調整基金費	2,000	△800	1,200
2 予備費		29,945	13,770	43,715
	1 予備費	29,945	13,770	43,715
歳出合計		541,901	4,270	546,171

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	496,268	4,766	501,034
2 財産収入	1,000	△800	200
5 諸収入	1,421	304	1,725
歳入合計	541,901	4,270	546,171

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 運営費	511,956	△9,500	502,456	0	0	△1,770	△7,730
2 予備費	29,945	13,770	43,715	0	0	6,040	7,730
歳出合計	541,901	4,270	546,171	0	0	4,270	0

2. 歳入

(単位：千円)

款 項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	1 使用料及び手数料	496,268	4,766	501,034			
	1 使用料	496,268	4,766	501,034			
	1 町営施設使用料	489,560	6,040	495,600	1 清流苑施設 使用料	6,040	宿泊宴会料増 6,040
	2 まつかわの里施設使用 料	6,708	△1,274	5,434	1 スポーツ施 設使用料	△1,274	パターゴルフ他使用料減 △1,274
	2 財産収入	1,000	△800	200			
	1 財産運用収入	1,000	△800	200			
	1 利子及び配当金	1,000	△800	200	1 基金利子	△800	財政調整基金利子減 △800
	5 諸収入	1,421	304	1,725			
	2 雑入	1,326	304	1,630			
	1 雑入	1,326	304	1,630	1 雑入	304	雑入増 304
	計	541,901	4,270	546,171			

3. 歳出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明			
						特定財源			一般財源	区分	金額				
						国県支出金	地方債	その他							
1	運営費		511,956	△9,500	502,456			△1,770	△7,730						
	1	営業費	509,956	△8,700	501,256			△970	△7,730						
		2	営業費	469,463	△7,100	462,363			304	△7,404	7	賃金	△1,100	清流苑職員賃金減	△1,100
											12	役務費	△3,000	広告料減 手数料減	△1,000 △2,000
											15	工事請負費	△3,000	工事請負費減	△3,000
		3	スポーツ施設運営費	11,691	△1,600	10,091			△1,274	△326	7	賃金	△1,600	スポーツ施設職員賃金減	△1,600
	2	財政調整基金費	2,000	△800	1,200			△800							
		1	財政調整基金費	2,000	△800	1,200			△800		25	積立金	△800	積立金減	△800
2	予備費		29,945	13,770	43,715			6,040	7,730						
	1	予備費	29,945	13,770	43,715			6,040	7,730						
		1	予備費	29,945	13,770	43,715			6,040	7,730					
		計	541,901	4,270	546,171			4,270							

承認第10号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のことについて別紙のとおり専決処分としたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

平成25年度松川町青年の家特別会計補正予算（第4回）について
（専決第14号）

平成26年 6月 6日 報 告
松 川 町 長 深 津 徹

平成26年 6月 6日 承 認
松川町議会議長 島 田 弘 美

専決第14号

平成25年度松川町青年の家特別会計補正予算（第4回）

平成25年度松川町青年の家特別会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ290千円を減額して、歳入歳出それぞれ37,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により

平成26年 3月31日 専決

松川町長 深津 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		2,112	△195	1,917
	1 使用料	2,112	△195	1,917
3 諸収入		5,625	△95	5,530
	1 雑入	5,625	△95	5,530
歳入合計		37,890	△290	37,600

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 管理運営費		34,930	△90	34,840
	1 管理運営費	34,930	△90	34,840
2 予備費		2,960	△200	2,760
	1 予備費	2,960	△200	2,760
歳出合計		37,890	△290	37,600

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	2,112	△195	1,917
3 諸収入	5,625	△95	5,530
歳入合計	37,890	△290	37,600

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 管理運営費	34,930	△90	34,840	0	0	△290	200
2 予備費	2,960	△200	2,760	0	0	0	△200
歳出合計	37,890	△290	37,600	0	0	△290	0

2. 歳入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
	1	使用料及び手数料	2,112	△195	1,917			
		1 使用料	2,112	△195	1,917			
		1 松川青年の家使用料	2,112	△195	1,917	1 松川青年の家使用料	△195	宿泊施設使用料減 △179 キャンプ場使用料減 △19 研修室使用料減 △3 体育館使用料増 6
	3	諸収入	5,625	△95	5,530			
		1 雑入	5,625	△95	5,530			
		1 雑入	5,625	△95	5,530	1 青年の家その他	△95	食事代減 △95
		計	37,890	△290	37,600			

3. 歳出

(単位：千円)

款項	科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
					特定財源			一般財源	区分	金額		
					国県支出金	地方債	その他					
1	管理運営費	34,930	△90	34,840			△290	200				
	1	管理運営費	34,930	△90	34,840			△290	200			
		1	管理運営費	34,930	△90	34,840		△290	200	13委託料	△90	食堂委託料減 △90
2	予備費	2,960	△200	2,760				△200				
	1	予備費	2,960	△200	2,760			△200				
		1	予備費	2,960	△200	2,760		△200				△200
	計	37,890	△290	37,600			△290					

承認第 11 号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記のことについて別紙のとおり専決処分としたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

平成 25 年度松川町水道事業会計補正予算（第 5 回）について
（専決第 15 号）

平成 26 年 6 月 6 日 報 告
松 川 町 長 深 津 徹

平成 26 年 6 月 6 日 承 認
松川町議会議長 島 田 弘 美

平成25年度 松川町水道事業会計補正予算（第5回）

（総 則）

第1条 平成25年度松川町水道事業会計補正予算（第5回）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 平成25年度松川町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入	（千円）	（千円）	（千円）
第11款 水道事業収益	273,779	583	274,362
第1項 営業収益	254,167	593	254,760
第2項 営業外収益	19,612	△ 10	19,602
支 出			
第21款 水道事業費用	282,965	△ 1,083	281,882
第1項 営業費用	239,095	2,620	241,715
第2項 営業外費用	43,270	△ 3,910	39,360
第3項 特別損失	100	207	307
第9項 予備費	500	0	500

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。(本文括弧書中、当年度及び過年度損益勘定留保資金で補てんする額152,562千円を130,694千円に改める。)

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入	(千円)	(千円)	(千円)
第31款 資本的収入	195,569	△ 395	195,174
第1項 工事負担金	14,700	0	14,700
第2項 補助金	47,869	△ 395	47,474
第3項 企業債	133,000	0	133,000
支出			
第41款 資本的支出	348,131	△ 22,263	325,868
第1項 建設改良費	235,603	△ 22,263	213,340
第2項 企業債償還金	112,528	0	112,528

地方自治法第179条第1項の規定により

平成26年 3月31日 専決

松川町長 深津 徹

平成 25 年度 松川町水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
11 水道事業収益			273,779	583	274,362	
	1 営業収益		254,167	593	254,760	
		2 受託工事収益	10	△ 10	0	
		9 その他の営業収益	9,966	603	10,569	
	2 営業外収益		19,612	△ 10	19,602	
		1 受取利息及び配当金	232	△ 10	222	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
21 水道事業費用			282,965	△ 1,083	281,882	
	1 営業費用		239,095	2,620	241,715	
		1 原水及び浄水費	39,899	4	39,903	
		2 配水及び給水費	44,280	△ 719	43,561	
		3 総係費	26,643	△ 1,365	25,278	
		5 資産減耗費	7,329	4,700	12,029	
	2 営業外費用		43,270	△ 3,910	39,360	
		2 消費税	4,170	△ 3,910	260	
	3 特別損失		100	207	307	
		3 過年度損益修正損	100	207	307	

資本的收入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
31 資本的收入			195,569	△ 395	195,174	
	2 補助金		47,869	△ 395	47,474	
		1 国庫補助金		25,045	△ 395	24,650

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考	
41 資本的支出			348,131	△ 22,263	325,868		
	1 建設改良費		235,603	△ 22,263	213,340		
		1 施設工事費		48,542	△ 945	47,597	
		2 上水道整備事業費		181,643	△ 20,100	161,543	
		3 固定資産購入費		5,418	△ 1,218	4,200	

平成 25 年度 松川町水道事業会計補正予算(第5回)事項別明細書

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	科 目 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
11		水道事業収益	273,779	583	274,362			
	1	営業収益	254,167	593	254,760			
		2 受託工事収益	10	△ 10	0			
						2 受託工事収入	△ 10	受託工事収入の減 △10
	9	その他の 営業収益	9,966	603	10,569			
						1 材料売却収益	△ 5	材料売却収入の減 △5
						2 手数料	111	各種手数料の増 111
						4 使用料	△ 7	機器使用料の減 △7
						9 水道加入負担金	504	加入負担金の増 504
	2	営業外収益	19,612	△ 10	19,602			
		1 受取利息及び 配当金	232	△ 10	222			
						1 預金利息	△ 10	預金利息の減 △ 10

支 出

(単位：千円)

科 目		既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
款	項 目				区 分	金 額	
21	水道事業費用	282,965	△ 1,083	281,882			
	1 営業費用	239,095	2,620	241,715			
	1 原水及び浄水費	39,899	4	39,903			
					22 動力費	4	電気料の増 4
	2 配水及び給水費	44,280	△ 719	43,561			
					15 委託料	△ 966	委託料の減 △966
					17 賃借料	17	リース料の増 17
					24 材料費	230	材料費の増 230
	3 総係費	26,643	△ 1,365	25,278			
					15 委託料	△ 1,365	委託料の減 △1,365
	5 資産減耗費	7,329	4,700	12,029			
					53 固定資産除却費	4,700	除却処分費用の増 4,700
	2 営業外費用	43,270	△ 3,910	39,360			
	2 消費税	4,170	△ 3,910	260			
					41 消費税	△ 3,910	納付消費税の減 △3,910
	3 特別損失	100	207	307			
	3 過年度損益修正損	100	207	307			
					71 過年度損益修正損	207	債権放棄による増 207

資本的収入及び支出

収入

(単位：千円)

科 目			既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
款	項	目				区 分	金 額	
31	資本的収入		195,569	△ 395	195,174			
	2	補助金	47,869	△ 395	47,474			
		1 国庫補助金	25,045	△ 395	24,650			
						3 水道施設整備費補助金	△ 395	水道施設整備費補助金の減 △395

支出

(単位：千円)

科 目			既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
款	項	目				区 分	金 額	
41	資本的支出		348,131	△ 22,263	325,868			
	1	建設改良費	235,603	△ 22,263	213,340			
		1 施設工事費	48,542	△ 945	47,597			
						39 消火栓設置費	△ 945	消火栓設置費の減 △945
		2 上水道整備事業費	181,643	△ 20,100	161,543			
						20 工事請負費	△ 19,000	送水ポンプ場工事他不用額 △19,000
						31 土地購入費	△ 1,100	土地購入費の減 △1,100
		3 固定資産購入費	5,418	△ 1,218	4,200			
						81 量水器購入費	△ 1,218	量水器購入費の減 △1,218

報告第1号

平成25年度松川町一般会計繰越明許費繰越計算書の提出について

地方自治法施行令第146条第1項の規定により繰越をした平成25年度松川町一般会計予算について、同条第2項の規定により別紙のとおり繰越明許費繰越計算書を調製し、議会に報告する。

平成26年 6月 6日 報告
松川町長 深津 徹

平成25年度 一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				既収入	未収入	
3 民生費	2 児童福祉費	名子統合保育園建設事業	412,129,000		377,700,000	34,429,000
		子ども子育て支援システム構築	3,500,000		3,499,000	1,000
4 衛生費	1 保健衛生費	名子統合保育園太陽光発電設備設置事業	15,320,000		15,000,000	320,000
6 農林水産業費	1 農業費	農作物等災害緊急対策事業	11,000,000		5,500,000	5,500,000
8 土木費	2 道路橋梁費	町道神護原線道路改良事業(名子3工区)	61,370,000		50,688,000	10,682,000
		町道松川線道路改良事業	9,504,000			9,504,000
10 教育費	4 社会教育費	中央公民館改築事業設計業務	20,000,000			20,000,000
計			532,823,000	0	452,387,000	80,436,000

報告第2号

平成25年度松川町水道事業会計予算繰越計算書の提出について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成25年度松川町水道事業会計予算繰越計算書を、別紙のとおり報告する。

平成26年6月6日報告

松川町長 深津 徹

日程第 13 継続審査・調査について

日程第 14 町長あいさつ

閉会宣告

議案第2号

平成26年度松川町一般会計補正予算（第1回）

平成26年度松川町一般会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,960千円を追加して、歳入歳出それぞれ6,210,960千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成26年 6月 6日 提 出
松 川 町 長 深 津 徹

平成26年 6月 19日 可 決
松川町議会議長 島 田 弘 美

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 3 国庫支出金		565,931	3,426	569,357
	2 国庫補助金	264,722	3,426	268,148
1 4 県支出金		299,772	15,149	314,921
	2 県補助金	114,338	14,930	129,268
	3 委託金	36,773	219	36,992
1 6 寄附金		256	3,250	3,506
	1 寄附金	256	3,250	3,506
1 7 繰入金		331,680	4,940	336,620
	2 基金繰入金	328,180	4,940	333,120
1 9 諸収入		190,507	4,195	194,702
	3 貸付金元利収入	143,476	720	144,196
	4 受託事業収入	1,997	2,275	4,272
	5 雑入	43,031	1,200	44,231
歳入合計		6,180,000	30,960	6,210,960

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		628,958	19,841	648,799
	1 総務管理費	471,378	19,387	490,765
	2 徴税費	68,897	454	69,351
3 民生費		1,608,940	4,304	1,613,244
	1 社会福祉費	995,020	2,358	997,378
	2 児童福祉費	613,920	1,946	615,866
4 衛生費		672,637	50	672,687
	2 清掃費	204,258	50	204,308
5 労働費		1,157	97	1,254
	1 労働諸費	1,157	97	1,254
6 農林水産業費		646,736	8,051	654,787
	1 農業費	559,698	5,770	565,468
	2 林業費	87,038	2,281	89,319
7 商工費		317,911	2,174	320,085
	1 商工費	317,911	2,174	320,085
8 土木費		940,762	65	940,827
	5 住宅費	7,737	65	7,802
9 消防費		271,030	3,535	274,565
	1 消防費	271,030	3,535	274,565

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		454,125	1,000	455,125
	1 教育総務費	50,593	38	50,631
	2 小学校費	175,858	754	176,612
	3 中学校費	91,844	208	92,052
13 予備費		10,000	△8,157	1,843
	1 予備費	10,000	△8,157	1,843
歳 出 合 計		6,180,000	30,960	6,210,960

第 2 表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
公有財産（工作物）管理データ等作成業務	平成 27 年度	千円 8, 223
公共施設等総合管理計画（白書）作成業務	平成 27 年度	千円 2, 000

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 3 国庫支出金	565,931	3,426	569,357
1 4 県支出金	299,772	15,149	314,921
1 6 寄附金	256	3,250	3,506
1 7 繰入金	331,680	4,940	336,620
1 9 諸収入	190,507	4,195	194,702
歳 入 合 計	6,180,000	30,960	6,210,960

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	628,958	19,841	648,799	9,023	0	8,910	1,908
3 民生費	1,608,940	4,304	1,613,244	3,390	0	0	914
4 衛生費	672,637	50	672,687	0	0	0	50
5 労働費	1,157	97	1,254	0	0	0	97
6 農林水産業費	646,736	8,051	654,787	4,262	0	2,275	1,514
7 商工費	317,911	2,174	320,085	1,627	0	0	547
8 土木費	940,762	65	940,827	273	0	0	△208
9 消防費	271,030	3,535	274,565	0	0	1,200	2,335
10 教育費	454,125	1,000	455,125	0	0	0	1,000
13 予備費	10,000	△8,157	1,843	0	0	0	△8,157
歳 出 合 計	6,180,000	30,960	6,210,960	18,575	0	12,385	0

2. 歳入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
13	国庫支出金	565,931	3,426	569,357			
	2 国庫補助金	264,722	3,426	268,148			
	1 民生費国庫補助金	45,950	3,390	49,340	6 子育て世帯 臨時特例給 付金	1,046	子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金増 1,046
					7 臨時福祉給 付金	2,344	臨時福祉給付金給付事務費補助金増 2,344
	4 土木費国庫補助金	169,599	36	169,635	2 公営住宅関 連事業補助 金	36	住宅・建築物等耐震促進事業補助金増 36
14	県支出金	299,772	15,149	314,921			
	2 県補助金	114,338	14,930	129,268			
	1 総務費補助金	5,790	3,874	9,664	2 地域発元気 づくり支援 金	3,874	地域発元気づくり支援金 3,874
	4 農業費補助金	33,465	4,262	37,727	2 農業費補助 金	4,262	人・農地問題解決加速化支援 事業補助金 4,262

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	区 分 節 金 額		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
	6 土木費補助金	1,445	18	1,463	1 公営住宅関連事業補助金	18	住宅・建築物等耐震促進事業補助金増 18
	9 労働費補助金	0	6,776	6,776	2 緊急雇用創出事業補助金	6,776	緊急雇用創出事業補助金 6,776
	3 委託金	36,773	219	36,992			
	5 土木費委託金	1,000	219	1,219	1 都市計画基礎調査委託金	219	都市計画基礎調査委託金増 219
16	寄附金	256	3,250	3,506			
	1 寄附金	256	3,250	3,506			
	6 ふるさと応援寄附金	250	3,250	3,500	1 ふるさと応援寄附金	3,250	ふるさと応援寄附金増 3,250
17	繰入金	331,680	4,940	336,620			
	2 基金繰入金	328,180	4,940	333,120			
	12 ふるさと応援基金繰入金	0	4,940	4,940	1 ふるさと応援基金繰入金	4,940	ふるさと応援基金繰入金 4,940

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
19 諸収入		190,507	4,195	194,702			
3 貸付金元利収入		143,476	720	144,196			
	1 貸付金元利収入	143,476	720	144,196	3 奨学資金貸付償還金	720	奨学資金貸付償還金増 720
4 受託事業収入		1,997	2,275	4,272			
	1 分収造林受託事業収入	1,503	2,275	3,778	1 分収造林受託事業収入	2,275	分収造林受託事業収入増 2,275
5 雑入		43,031	1,200	44,231			
	1 雑入	43,031	1,200	44,231	5 雑入	1,200	コミュニティ助成事業助成金 1,200
計		6,180,000	30,960	6,210,960			

3. 歳出

(単位：千円)

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特定財源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
2総務費	628,958	19,841	648,799	9,023		8,910	1,908			
1総務管理費	471,378	19,387	490,765	9,023		8,910	1,454			
3財政管理費	18,797	15,704	34,501	6,776		8,910	18	11需用費	4,741	ふるさと応援寄附金特産品増 4,741
								13委託料	6,993	公有財産(工作物)管理データ等作成 財務会計システム更新業務 6,777 216
								25積立金	3,970	ふるさと応援基金積立金増 奨学資金貸付償還金積立増 3,250 720
5財産管理費	32,582	750	33,332				750	12役務費	750	名子中央保育園建物災害共済 750
6企画費	89,822	2,933	92,755	2,247			686	8報償費	310	フォトコンテスト審査謝礼他 310
								11需用費	678	フォトコン受賞盾・駅舎花苗他 380 フォトコン募集チラシ・ポスター 245 役場前バス停修繕 53
								12役務費	205	フォトコン募集広告料 160 フォトコン賞状筆耕料 45
								13委託料	120	中山公衆トイレ設置土地分筆登記 120
								15工事請負費	1,620	伊那大島駅舎花壇整備他 1,620

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他				
	2	徴税費	68,897	454	69,351				454			
		1 税務総務費	43,779	54	43,833				54	19 負担金補助及び交付金	54	新築住宅に係る固定資産税助成金増 54
		3 土地管理費	5,476	400	5,876				400	13 委託料	400	町谷地籍図分筆登記 400
3		民生費	1,608,940	4,304	1,613,244	3,390			914			
	1	社会福祉費	995,020	2,358	997,378	2,344			14			
		1 社会福祉総務費	218,687	2,344	221,031	2,344				12 役務費	444	臨時福祉給付金郵便料他増 444
										13 委託料	1,900	臨時福祉給付金システム設定業務増 1,900
		6 福祉医療費	73,278	14	73,292				14	19 負担金補助及び交付金	14	福祉医療費給付事業システム改修負担金 14
	2	児童福祉費	613,920	1,946	615,866	1,046			900			
		1 児童福祉総務費	23,213	1,046	24,259	1,046				12 役務費	246	子育て世帯臨時特例給付金郵便料増他 246
										13 委託料	800	子育て世帯臨時特例給付金システム設定業務増 800
		3 保育所費	318,499	900	319,399				900	11 需用費	200	上片桐保育園庇修繕 200

(単位：千円)

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								18備品購入費	700	園児用図書購入 700
4衛生費	672,637	50	672,687				50			
2清掃費	204,258	50	204,308				50			
1塵芥処理費	184,802	50	184,852				50	19負担金補助及び交付金	50	燃やすごみ収集ステーション収納庫増設 50
5労働費	1,157	97	1,254				97			
1労働諸費	1,157	97	1,254				97			
1労働諸費	1,157	97	1,254				97	9旅費	32	ふるさと回帰フェア 32
								19負担金補助及び交付金	65	ふるさと回帰フェア負担金 65
6農林水産業費	646,736	8,051	654,787	4,262		2,275	1,514			
1農業費	559,698	5,770	565,468	4,262			1,508			
1農業委員会費	7,164	28	7,192				28	19負担金補助及び交付金	28	全国農業委員会長大会他負担金増 28
3農業振興費	183,613	3,842	187,455	4,262			△420	1報酬	45	人・農地プラン検討会委員報酬 45

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
						特定財源			一般財源	区分	金額		
						国県支出金	地方債	その他					
										7賃金	3,518	地域連携推進委員賃金	3,518
										11需用費	106	人・農地プラン見直し支援事業事務費	106
										14使用料及び賃借料	173	人・農地プラン見直し支援事業パソコンリース代他	173
		8農地費	12,520	1,900	14,420				1,900	19負担金補助及び交付金	1,900	多面的機能交付金増	1,900
		2林業費	87,038	2,281	89,319			2,275	6				
		3分収造林費	1,534	2,281	3,815			2,275	6	11需用費	110	上片桐団地伐採業務雑費他増	110
										13委託料	2,171	上片桐団地伐採業務他増	2,171
		7商工費	317,911	2,174	320,085	1,627			547				
		1商工費	317,911	2,174	320,085	1,627			547				
		2商工業振興費	131,907	762	132,669				762	19負担金補助及び交付金	762	住宅リフォーム補助金増	762
		3観光費	30,823	1,412	32,235	1,627			△215	8報償費	90	講師謝礼	90
										9旅費	25	首都圏へのPR活動旅費	25

(単位：千円)

款	項	科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
						特定財源			一般財源	区分	金額			
						国県支出金	地方債	その他						
										11需用費	1,218	展望台・セラピー用看板他	1,218	
										12役務費	24	ガイド・参加者保険料	24	
										19負担金補助 及び交付金	55	セラピーガイド免許取得補助他	55	
		5フォレストアドベンチャー施設費	90,350	0	90,350					15工事請負費	△800	電柱移設に伴うケーブル移設工事減	△800	
										22補償補てん 及び賠償金	800	電柱移設に伴うケーブル移設工事	800	
		8土木費	940,762	65	940,827						273		△208	
		4都市計画費	201,722	0	201,722						219		△219	
		1都市計画総務費	4,089	0	4,089						219		△219	財源補正
		5住宅費	7,737	65	7,802						54		11	
		1住宅費	7,737	65	7,802					11	13委託料	20	住宅・建築物等耐震促進事業費補助増	20
											19負担金補助 及び交付金	45	住宅・建築物等耐震促進事業費補助増	45

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
款 項	目				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他				
9	消防費	271,030	3,535	274,565			1,200	2,335			
	1 消防費	271,030	3,535	274,565			1,200	2,335			
	2 非常備消防費	66,463	603	67,066				603	1 報 酬	603	消防団員報酬増 603
	3 消防施設費	27,352	1,392	28,744			1,200	192	19 負担金補助 及び交付金	1,392	消防施設整備事業補助金増 1,392
	5 防災対策費	9,473	1,540	11,013				1,540	14 使用料及び 賃借料	328	職員一斉連絡配信システム利用料他 328
									19 負担金補助 及び交付金	1,212	自主防災組織施設整備事業補助金増 1,212
10	教育費	454,125	1,000	455,125				1,000			
	1 教育総務費	50,593	38	50,631				38			
	2 教育委員会事務局 費	47,406	38	47,444				38	11 需用費	38	小学生蓮田交流事業食糧費 38
	2 小学校費	175,858	754	176,612				754			
	1 小学校管理費	169,336	600	169,936				600	18 備品購入費	600	児童用図書購入 600

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明		
款	項 目				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額			
					国県支出金	地 方 債	そ の 他						
	2	小学校教育振興費	6,522	154	6,676				154	20扶助費	154	準要保護就学援助費増	154
	3	中学校費	91,844	208	92,052				208				
		1中学校管理費	81,917	150	82,067				150	18備品購入費	150	生徒用図書購入	150
		2中学校教育振興費	9,927	58	9,985				58	20扶助費	58	準要保護就学援助費増	58
13		予備費	10,000	△8,157	1,843				△8,157				
	1	予備費	10,000	△8,157	1,843				△8,157				
		1予備費	10,000	△8,157	1,843				△8,157				
計			6,180,000	30,960	6,210,960	18,575		12,385					

議案第3号

平成26年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）

平成26年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,029千円を追加して、歳入歳出それぞれ1,431,434千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年 6月 6日 提 出
松 川 町 長 深 津 徹

平成26年 6月 19日 可 決
松川町議会議長 島 田 弘 美

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		335,990	△20,500	315,490
	1 国民健康保険税	335,990	△20,500	315,490
3 国庫支出金		320,068	4,575	324,643
	1 国庫負担金	251,656	3,570	255,226
	2 国庫補助金	68,412	1,005	69,417
4 療養給付費交付金		67,021	2,150	69,171
	1 療養給付費交付金	67,021	2,150	69,171
6 県支出金		76,822	1,004	77,826
	2 県補助金	68,413	1,004	69,417
9 繰入金		103,038	△9,982	93,056
	1 他会計繰入金	103,038	△9,982	93,056
10 繰越金		49,483	55,782	105,265
	1 繰越金	49,483	55,782	105,265
歳入合計		1,398,405	33,029	1,431,434

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		7,438	18	7,456
	1 総務管理費	4,196	18	4,214
3 後期高齢者支援金等		193,537	11,146	204,683
	1 後期高齢者支援金等	193,537	11,146	204,683
4 前期高齢者納付金等		147	12	159
	1 前期高齢者納付金等	147	12	159
9 基金積立金		1	5,000	5,001
	1 基金積立金	1	5,000	5,001
1 1 諸支出金		1,102	16,000	17,102
	1 償還金及び還付加算金	1,102	16,000	17,102
1 2 予備費		1,308	853	2,161
	1 予備費	1,308	853	2,161
歳出合計		1,398,405	33,029	1,431,434

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	335,990	△20,500	315,490
3 国庫支出金	320,068	4,575	324,643
4 療養給付費交付金	67,021	2,150	69,171
6 県支出金	76,822	1,004	77,826
9 繰入金	103,038	△9,982	93,056
10 繰越金	49,483	55,782	105,265
歳入合計	1,398,405	33,029	1,431,434

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	7,438	18	7,456	0	0	18	0
3 後期高齢者支援金等	193,537	11,146	204,683	5,579	0	△7,850	13,417
4 前期高齢者納付金等	147	12	159	0	0	0	12
9 基金積立金	1	5,000	5,001	0	0	0	5,000
1 1 諸支出金	1,102	16,000	17,102	0	0	0	16,000
1 2 予備費	1,308	853	2,161	0	0	0	853
歳 出 合 計	1,398,405	33,029	1,431,434	5,579	0	△7,832	35,282

2. 歳入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
1	国民健康保険税	335,990	△20,500	315,490			
1	国民健康保険税	335,990	△20,500	315,490			
1	一般被保険者国民健康保険税	306,030	△18,120	287,910	1 医療給付費分現年課税分	△24,040	医療給付費分現年課税分減 △24,040
					2 後期高齢者支援金分現年課税分	3,800	後期高齢者支援金分現年課税分増 3,800
					3 介護納付金分現年課税分	2,120	介護納付金分現年課税分増 2,120
2	退職被保険者等国民健康保険税	29,960	△2,380	27,580	1 医療給付費分現年課税分	△1,920	医療給付費分現年課税分減 △1,920
					2 後期高齢者支援金分現年課税分	△230	後期高齢者支援金分現年課税分減 △230
					3 介護納付金分現年課税分	△230	介護納付金分現年課税分減 △230
3	国庫支出金	320,068	4,575	324,643			

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
	1 国庫負担金	251,656	3,570	255,226			
	2 療養給付費等負担金	243,247	3,570	246,817	1 現年度分	3,570	療養給付費負担金増 3,570
	2 国庫補助金	68,412	1,005	69,417			
	1 財政調整交付金	68,412	1,005	69,417	1 普通調整交付金	781	普通調整交付金増 781
					2 特別調整交付金	224	特別調整交付金増 224
	4 療養給付費交付金	67,021	2,150	69,171			
	1 療養給付費交付金	67,021	2,150	69,171			
	1 療養給付費交付金	67,021	2,150	69,171	1 現年度分	2,150	退職者療養給付費分増 2,150
	6 県支出金	76,822	1,004	77,826			
	2 県補助金	68,413	1,004	69,417			
	1 財政調整交付金	68,413	1,004	69,417	1 財政調整交付金	1,004	財政調整交付金増 1,004
	9 繰入金	103,038	△9,982	93,056			

(単位：千円)

款 項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	1 他会計繰入金	103,038	△9,982	93,056			
	1 一般会計繰入金	93,038	18	93,056	5 その他一般 会計繰入金	18	その他一般会計繰入金増 18
	2 基金繰入金	10,000	△10,000	0	1 財政調整基 金繰入金	△10,000	財政調整基金繰入金減 △10,000
10	繰越金	49,483	55,782	105,265			
	1 繰越金	49,483	55,782	105,265			
	1 繰越金	49,483	55,782	105,265	1 繰越金	55,782	前年度繰越金増 55,782
	計	1,398,405	33,029	1,431,434			

3. 歳 出

(単位：千円)

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1総務費	7,438	18	7,456			18				
1総務管理費	4,196	18	4,214			18				
2連合会負担金	687	18	705			18	19負担金補助 及び交付金	18	国保連合会負担金増 18	
3後期高齢者支援金等	193,537	11,146	204,683	5,579		△7,850	-13,417			
1後期高齢者支援金等	193,537	11,146	204,683	5,579		△7,850	13,417			
1後期高齢者支援金	193,520	11,146	204,666	5,579		△7,850	13,417	19負担金補助 及び交付金	11,146	後期高齢者支援金増 11,146
4前期高齢者納付金等	147	12	159				12			
1前期高齢者納付金等	147	12	159				12			
1前期高齢者納付金	132	12	144				12	19負担金補助 及び交付金	12	前期高齢者納付金増 12
9基金積立金	1	5,000	5,001				5,000			
1基金積立金	1	5,000	5,001				5,000			

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
款	項 目				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他				
		1	5,000	5,001				5,000	25積立金	5,000	国保基金積立金 5,000
11	諸支出金	1,102	16,000	17,102				16,000			
	1 償還金及び還付加算金	1,102	16,000	17,102				16,000			
	2 償還金	0	16,000	16,000				16,000	23償還金利子及び割引料	16,000	療養給付費補助金過年度返還金 16,000
12	予備費	1,308	853	2,161				853			
	1 予備費	1,308	853	2,161				853			
	1 予備費	1,308	853	2,161				853			
計		1,398,405	33,029	1,431,434	5,579		△7,832	35,282			

議案第4号

平成26年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）

平成26年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成26年 6月 6日 提 出
松 川 町 長 深 津 徹

平成26年 6月 **19**日 **可 決**
松川町議会議長 島 田 弘 美

第1表 歳出予算補正

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		76,090	40	76,130
	1 総務管理費	29,716	40	29,756
4 予備費		1,000	△40	960
	1 予備費	1,000	△40	960
歳 出 合 計		284,774	0	284,774

歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	76,090	40	76,130	0	0	0	40
4 予備費	1,000	△40	960	0	0	0	△40
歳出合計	284,774	0	284,774	0	0	0	0

3. 歳 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
						特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
						国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1	総務費		76,090	40	76,130				40			
	1	総務管理費	29,716	40	29,756				40			
		1一般管理費	29,716	40	29,756				40	13委託料	40	土地登記委託料の増 40
4	予備費		1,000	△40	960				△40			
	1	予備費	1,000	△40	960				△40			
		1予備費	1,000	△40	960				△40			
		計	284,774	0	284,774							

議案第5号

平成26年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算（第1回）

平成26年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,929千円を追加して、歳入歳出それぞれ536,561千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年 6月 6日 提 出
松 川 町 長 深 津 徹

平成26年 6月19日 可 決
松川町議会議長 島 田 弘 美

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		491,154	360	491,514
	1 使用料	491,154	360	491,514
5 諸収入		1,478	2,569	4,047
	2 雑入	1,383	2,569	3,952
歳入合計		533,632	2,929	536,561

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運営費		523,632	2,929	526,561
	1 営業費	521,632	2,929	524,561
歳出合計		533,632	2,929	536,561

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	491,154	360	491,514
5 諸収入	1,478	2,569	4,047
歳入合計	533,632	2,929	536,561

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 運営費	523,632	2,929	526,561	0	0	2,929	0
歳出合計	533,632	2,929	536,561	0	0	2,929	0

2. 歳入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
	1 使用料及び手数料	491,154	360	491,514			
	1 使用料	491,154	360	491,514			
	2 まつかわの里施設使用料	7,802	360	8,162	1 スポーツ施設使用料	360	サッカー教室による屋内スポーツ施設使用料増 360
	5 諸収入	1,478	2,569	4,047			
	2 雑入	1,383	2,569	3,952			
	1 雑入	1,383	2,569	3,952	1 雑入	2,569	サッカー教室受講料 2,569
	計	533,632	2,929	536,561			

3. 歳出

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
款	項 目				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他							
1	運営費	523,632	2,929	526,561			2,929				
	1 営業費	521,632	2,929	524,561			2,929				
	3 スポーツ施設運営費	12,074	2,929	15,003			2,929		7 賃 金	2,376	サッカー教室講師賃金増 2,376
									11 需用費	553	サッカー教室消耗品費 553
	計	533,632	2,929	536,561			2,929				

議案第6号

平成26年度松川町水道事業会計補正予算（第1回）

（総 則）

第1条 平成26年度松川町水道事業会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 平成26年度松川町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出			
第21款	水道事業費用	296,074	648	296,722
第1項	営業費用	251,700	648	252,348
第2項	営業外費用	42,798	0	42,798
第3項	特別損失	1,576	0	1,576
第9項	予 備 費	0	0	0

平成26年 6月 6日 提 出
松 川 町 長 深 津 徹

平成26年 6月 19日 可 決
松川町議会議長 島 田 弘 美

平成 26 年度 松川町水道事業会計補正予算実施計画

収益的收入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
21 水道事業費用			296,074	648	296,722	
	1 営業費用		251,700	648	252,348	
		2 配水及び給水費	44,670	648	45,318	

平成 26 年度 松川町水道事業会計補正予算(第1回)事項別明細書

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

科 目			既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
款	項	目				区 分	金 額	
21	水道事業費用		296,074	648	296,722			
	1	営業費用	251,700	648	252,348			
		2 配水及び給水費	44,670	648	45,318			
						15 委託料	648	境の沢川河川占用書類作成業務 648

議案第7号

フォレストアドベンチャー・松川の設置及び管理に関する
条例の制定について

フォレストアドベンチャー・松川の設置及び管理に関する条例を、別紙のと
おり制定するものとする。

平成26年6月19日 提出
松川町長 深津 徹
平成26年6月19日 可決
松川町議会議長 島田弘美

フォレストアドベンチャー・松川の設置及び管理に関する条例(案)

(設置)

第 1 条 森林の自然環境の中を冒険して遊ぶとともに、自分の行動と安全は自分で管理し守る自然共生型アウトドアパークを供与し、もって松川町への観光客の誘致を図るため、フォレストアドベンチャー・松川(以下「フォレストアドベンチャー」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 フォレストアドベンチャーの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
フォレストアドベンチャー・松川	松川町大島 2805 番地 1

(事業)

第 3 条 フォレストアドベンチャーは、次に掲げる事業を行う。

- (1)フォレストアドベンチャー施設の供用
- (2)研修プログラムの提供
- (3)前 2 号に掲げるもののほか、フォレストアドベンチャーの設置目的を達成するために必要な事業

(職員)

第 4 条 フォレストアドベンチャーに、施設責任者、運営管理者、運営管理補佐者その他必要な職員を置く。

(開園期間)

第 5 条 フォレストアドベンチャーの開園期間は、4 月 1 日から 11 月 30 日とする。

2 町長は、フォレストアドベンチャーの管理上必要があると認めるときは、開園期間を変更することができる。

(開園時間)

第 6 条 フォレストアドベンチャーの開園時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 町長は、フォレストアドベンチャーの管理上必要があると認めるときは、開園

時間を変更することができる。

(入園の制限等)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入園を拒み、又は退園を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯、帯同する者
- (2) 施設のルールと注意事項を守らない、職員の指示に従わない者
- (3) 参加誓約書に署名を行わない者(18歳以上)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

(使用料)

第8条 フォレストアドベンチャー施設を使用しようとする者は、松川町使用料徴収条例に規定する額を納付しなければならない。

2 使用料は、使用の際に納付しなければならない。

(損害賠償の義務)

第9条 フォレストアドベンチャーの施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

松川町使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

松川町使用料徴収条例(昭和31年松川町条例第24号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成26年6月19日 提出
松川町長 深津 徹
平成26年6月**19**日 **可決**
松川町議会議長 島田弘美

松川町使用料徴収条例の一部を改正する条例(案)

松川町使用料徴収条例(昭和31年松川町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(26) フォレストアドベンチャー・松川

第3条第2項中「及び別表第2」を「、別表第2及び別表第3」に改める。

別表第2の次に次の別表を加える。

別表第3

フォレストアドベンチャー・松川使用料表

使用場所	区分	使用料
フォレストアドベンチャー・松川	大人(18歳以上)	3,600円
	小人(小学4年生~17歳)	2,600円

・その他必要に応じ、特別価格を設定することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

松川町監査委員の選任について

地方自治法第196条第1項の規定に基づき下記の者を監査委員に選任したいから、議会の同意を求めらる。

記

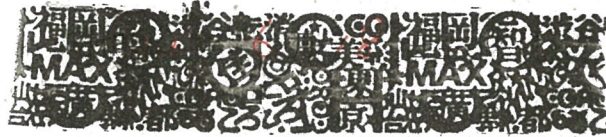
住 所




氏 名

佐々木 光男

生年月日





平成26年6月19日 提出
松川町長 深津 徹

平成26年6月19日  意
松川町議会議長 島田 弘美

報告 第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

住 所	
氏 名	増澤 稔 (ますざわ みのる)
生 年 月 日	

発議第1号

「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係機関に提出するため主題のことについて、別紙のとおり意見書の議決を求める。

平成26年6月19日 提出

提出者	松川町議会議員	熊谷	宗明
賛成者	松川町議会議員	森谷	岩夫
	同	黒澤	哲郎
	同	松井	悦子
	同	間瀬	重男
	同	加賀田	亮

平成26年6月19日 可決
松川町議会議長 島 由 弘 美

「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところ
です。

しかし、昭和 60 年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を
外し、一般財源化してきました。また、平成 18 年「三位一体」改革の議論の中で、義務教
育費国庫負担制度は堅持したものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引
き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは、財政規模の小さな県
では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなってい
ます。

そこで、平成27年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等、及び
地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

記

1. 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を
堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

平成 26 年 6 月 19 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
総務大臣 宛

長野県松川町議会

発議第2号

国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係機関に提出するため主題のことに
ついて、別紙のとおり意見書の議決を求める。

平成26年6月19日 提出

提出者	松川町議会議員	松井	悦子
賛成者	松川町議会議員	森谷	岩夫
	同	黒澤	哲郎
	同	間瀬	重男
	同	熊谷	宗明
	同	加賀田	亮

平成26年6月19日 可決
松川町議会議長 島田弘美

国の責任による 35 人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書

文部科学省は 2012 年 9 月に、平成 25 年度から 5 か年で小学校 3 年生から中学校 3 年生までの 35 人以下学級の実現等を内容とする「新たな教職員定数改善計画案」を策定しました。しかし、政府は平成 25 年度の実施を見送ることとしました。平成 26 年度予算において、少人数学級推進のための予算は措置されなかったばかりか、各都道府県独自で少人数学級推進に利用されている指導方法工夫改善加配も 400 人削減するものとなっており、少人数学級推進は大きく後退することとなってしまいました。

すべての子どもにゆきとどいた教育を実現するために、少人数学級の実現は欠かすことができません。少人数学級は、生徒一人ひとりの個性に応じたきめ細かい指導が可能になることから、山積する教育課題の解決や、教職員の負担軽減を図る上で効果的です。長野県では平成 25 年度 30 人規模学級（35 人基準）を中学校 3 年生まで拡大し、これで小中学校全学年において 35 人以下学級が実施されることとなりました。しかし、平成 23 年に改正された義務標準法では、学級編成基準定員が小学校 1 年は 35 人ですが小学校 2 年生以降は 40 人のままであるため、必要な専科教員が配置されなかったり、少人数学級実施にともなって増える教員を臨時的任用教員で配置することから、学校現場に臨任の教員が大幅に増えたりしている状況です。

少人数学級の推進は、我が国の義務教育水準の維持向上を図る上で重要であるため、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実施する必要があります。義務標準法改正により小・中学校の全学年で 35 人以下学級を速やかに実現するよう強く要請します。

また、長野県では少子化がすすむなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消していますが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっています。児童生徒数が少ない市町村においてもゆきとどいた教育を実現するため、国の責任において複式学級が解消するよう学級編成基準を引き下げることが大切であると考えます。

そのためにも、GDP 比で大変低い水準にある教育費を OECD の平均並みに引き上げることが必要です。豊かな教育をすすめるため以下の点を強く要請します。

記

- 1 国の責任において 35 人以下学級を推し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、実行すること。また、必要な教育条件整備を進めるために、教育予算の大幅増額を行うこと。
- 2 国の複式学級の学級編成基準を引き下げること。

地方自治法第 99 条の規程により、下記のとおり意見書を提出します。

平成 26 年 6 月 19 日

内閣総理大臣
財 務 大 臣
文部科学大臣
総 務 大 臣 宛

長野県松川町議会